

入札制、地域活用要件について

2024年1月
資源エネルギー庁

I 2024年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）
- ④ バイオマス発電
- ⑤ 入札実施スケジュール
- ⑥ 説明会の開催等のFIT/FIP認定要件化
- ⑦ 計画策定プロセスに伴う対応

II 2024年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

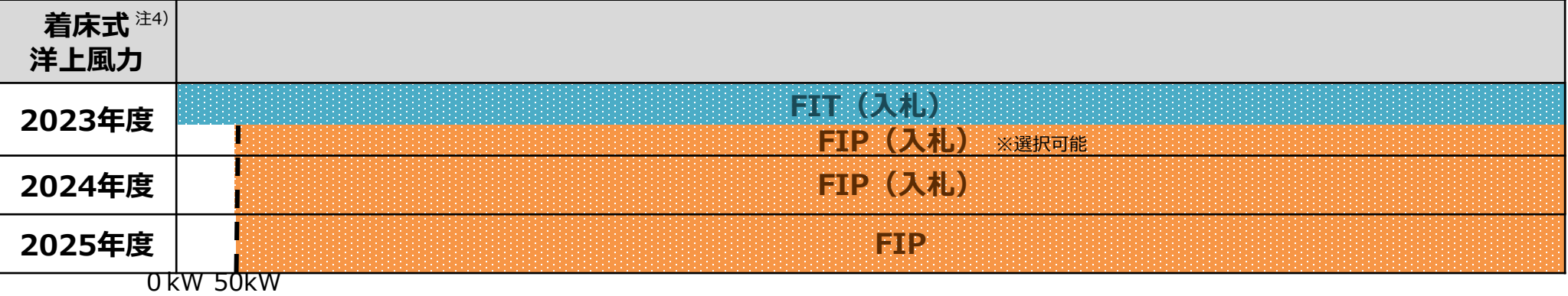
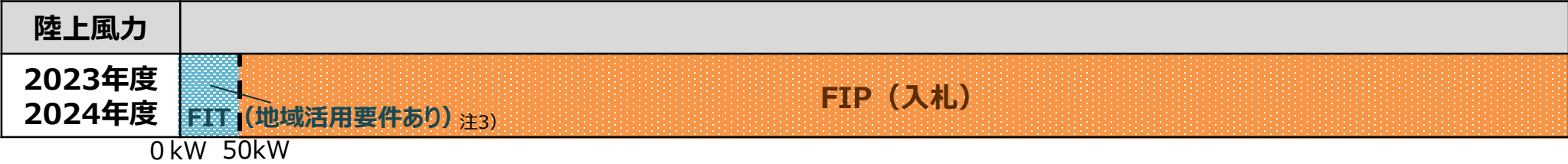
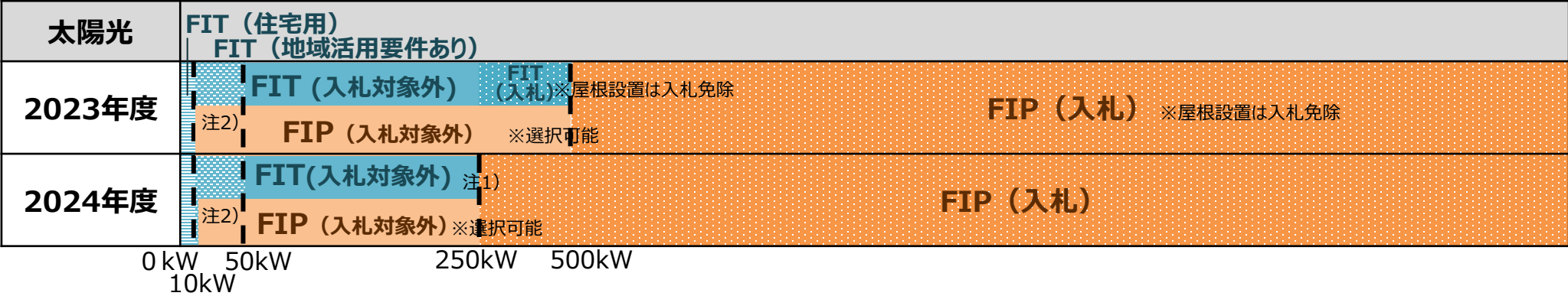
FIT調達価格/FIP基準価格・入札上限価格

3

電源 【調達期間・ 交付期間】	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	価格目標	
事業用 太陽光 10kW以上 【20年】	40円	36円	32円	29円 (～6月末) 27円 (7月～)	24円	入札制 21円 (2,000kW以上)	入札制 15.5円 (2,000kW以上)	入札制 14円/13円 (500kW以上)	入札制 12円/11.5円 (250kW以上)	入札制 11円/10.75円/ 10.5円/10.25円	入札制 10円/9.88円/ 9.75円/9.63円	【地上設置】 入札制 9.50円/9.43円/ 9.35円/9.28円 (250kW以上)	入札制		【発電コスト】 全体 7円 (2028年) トッピング 5円 (2028年)	
						21円 (10kW以上2,000kW未満)	18円 (10kW以上 500kW未満)	14円 (10kW以上 500kW未満)	12円 (50kW以上250kW未満)	11円 (50kW以上250kW未満)	10円	9.5円 (50kW以上250kW未満)	9.2円			
												10円 (10kW以上50kW未満)	10円			
												【屋根設置】 9.5円 (50kW以上)	12円			12円
												10円 (10kW以上 50kW未満)				
住宅用 太陽光 10kW未満 【10年】	42円	38円	37円	33円 35円※	31円 33円※	28円 30円※	26円 28円※	24円 26円※	21円	19円	17円	16円	16円	卸電力 市場価格 (2028年)		
※ 出力制御対応機器設置義務あり(2020年度以降は設置義務の有無にかかわらず同区分)																
風力 【20年】	22円 (陸上20kW以上)					21円 (20kW以上)	20円	19円	18円	入札制 (250kW以上) 17円	入札制 (50kW以上) 16円	入札制 15円	入札制 14円	入札制 13円	【発電コスト】 8～9円 (2030年)	
	55円 (陸上20kW未満)															
			36円 (洋上風力 (着床式・浮体式))	再エネ海域利用法適用の洋上風力については、公募毎に入札上限価格を決定												
				36円 (着床式)	入札制34円	32円	29円	入札制 (事前非公表)	入札制							
				36円(浮体式)												
バイオ マス 【20年】	24円(バイオマス液体燃料)					21円 (2万kW以上)	入札制 20.6円	入札制 19.6円	入札制 19.6円	入札制 18.5円	入札制 18.0円	入札制 (事前非公表)	入札制		FIT制度 からの 中長期的な 自立化を 目指す	
	24円(一般木材等)					24円 (2万kW未満)										
	32円(未利用材)	24円 (10,000kW未満)														
		32円(2,000kW以上) 40円(2,000kW未満)														
	39円 (メタン発酵バイオガス発電)												35円			
	その他 (13円(建設資材廃棄物)、17円(一般廃棄物その他バイオマス))															
	地熱 【15年】	26円(15,000kW以上)														
40円(15,000kW未満)																
水力 【20年】	24円(1,000kW以上30,000kW未満)					24円	20円(5,000kW以上30,000kW未満)					16円				
						27円 (1,000kW以上5,000kW未満)										
	29円(200kW以上1,000kW未満) 34円(200kW未満)															

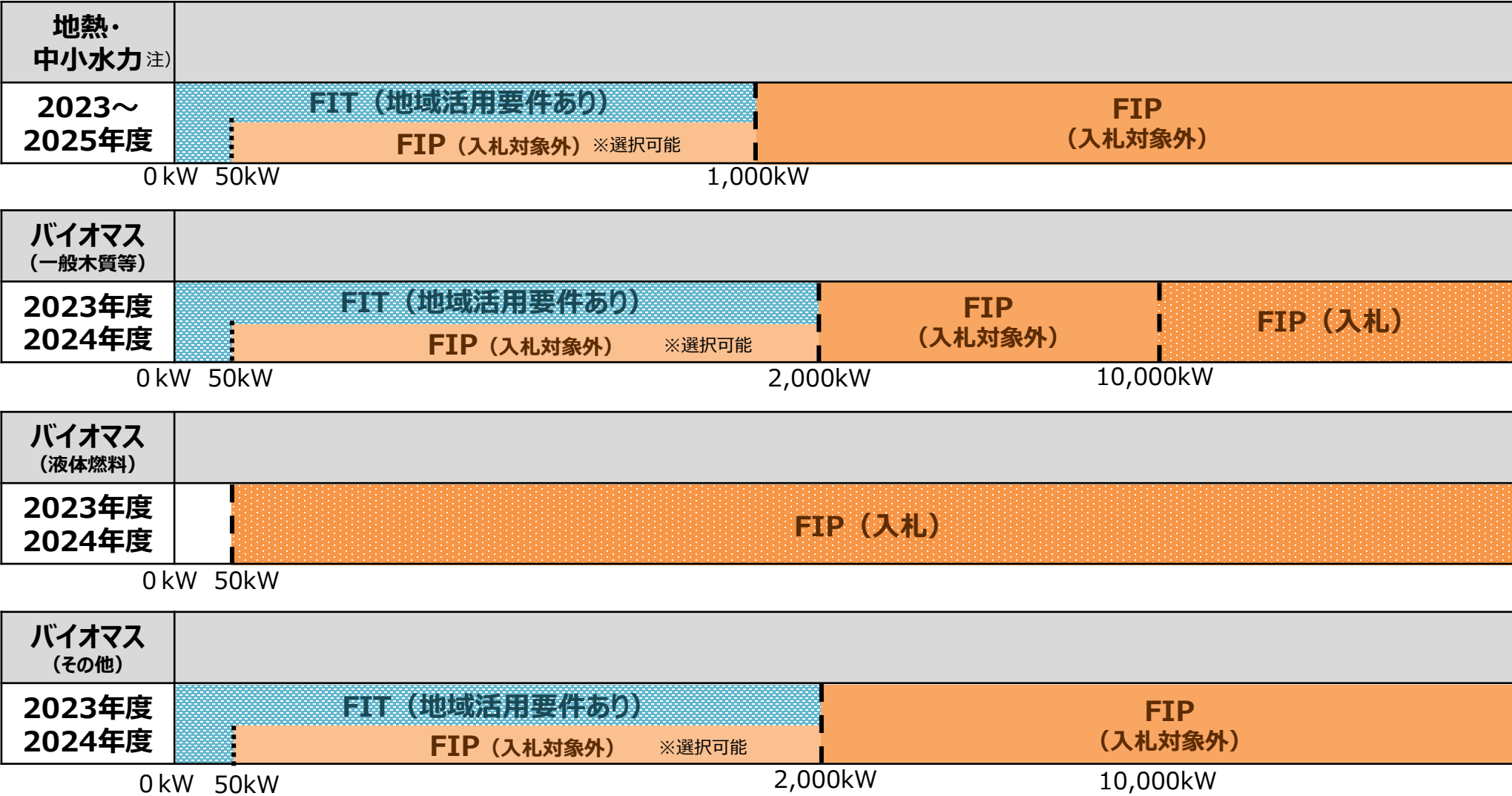
※ 風力・地熱・水力のリブレースは、別途、新規認定より低い価格を適用。

(参考) FIT/FIP・入札の対象 (太陽光・風力) のイメージ



注1) 太陽光の2024年度の入札対象の閾値は、2023年度の委員会で議論。上記は2023年度の閾値をそのまま仮定している。
注2) 事業用太陽光は、2023年度以降、一定の条件を満たす場合には50kW未満であってもFIP制度が認められる。
注3) リブレースは入札対象外。特に1,000kW未満は、FIT/FIPが選択可能。
注4) 浮体式洋上風力については、FIT/FIPが選択可能。
※沖縄地域・離島等供給エリアはいずれの電源も地域活用要件なしでFITを選択可能とする。

(参考) FIT/FIP・入札の対象 (地熱・中小水力・バイオマス) のイメージ 5



注) 地熱・中小水力発電のリブレースは新設と同様の取扱い。 ※沖縄地域・離島等供給エリアはいずれの電源も地域活用要件なしでFITを選択可能とする。

今年度の本委員会の主な論点（総論）（案）

調達価格等算定委員会（第87回）
（2023年10月5日）事務局資料より抜粋

● 2050年カーボンニュートラルに向けた取組の加速

- 再エネについては、2050年カーボンニュートラルや2030年度再エネ比率36～38%の導入目標の実現に向けて、S+3Eを大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促していくことが基本方針。
- こうした状況の下、2023年5月31日には、「GX実現に向けた基本方針」や再エネ大量導入小委員会等での議論に基づき、系統整備のための環境整備や既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進、事業規律の強化等の措置を盛り込んだ「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（GX脱炭素電源法）」が成立。
- 今年度の本委員会では、こうした点も踏まえつつ調達価格／基準価格や入札制度等について検討すべきではないか。

今年度の本委員会の主な論点（電源ごとの論点①）（案）

調達価格等算定委員会（第87回）

（2023年10月5日）事務局資料より抜粋（一部加工）

＜太陽光発電＞

● 事業用／住宅用太陽光発電の2025年度の調達価格／基準価格

- 太陽光発電は、2030年エネルギーミックスにおいて大きな電源構成を占める電源であり、より一層の導入拡大が必要。国民負担の低減や地域共生を前提としつつ、より効率的な事業実施・自立化（※）及び導入の拡大を促すために、2025年度の調達価格／基準価格をどう設定するか。

※事業用太陽光の価格目標：2028年に発電コスト7円/kWh 住宅用太陽光の価格目標：2028年に卸電力市場価格並みの価格水準

- 屋根設置の太陽光発電設備について、導入拡大を進めるため、入札制の適用の免除や、地上設置より高い調達価格／基準価格の設定（価格差の早期の収斂が前提）がなされているところ、認定申請件数等の動向等を踏まえ、そのあり方について、どう考えるか。適地が限られる中、従来設置が進んでいなかった場所（耐荷重の小さい工場の屋根、ビル壁面等）への導入について、技術開発の進捗も踏まえつつ、事業開始から廃棄までの一連の事業サイクルにおいて、安全性の確保や地域との共生が図られることを前提に、その導入促進について、どう考えるか。

● 事業用太陽光発電の2024年度の入札制

- 今年度の入札実績等を踏まえつつ、競争性の確保を前提として、更なる導入拡大と継続的なコスト低減の両立を図るため、2024年度のFIT／FIP入札の対象や募集容量、上限価格等について、どう設定するか。

● 事業用太陽光発電の2025年度以降のFIT／FIPの対象

- 50kW以上の太陽光発電については、電源毎の状況や事業環境を踏まえながらFIP制度の対象を徐々に拡大し、早期の自立化を促していくとの、これまでの本委員会の意見を踏まえつつ、2025年度以降のFIT／FIPの対象をどう設定するか。

● 低圧事業用太陽光発電（10-50kW）の地域活用要件

- 営農型太陽光発電の農地転用許可の取得状況等を踏まえて、どう設定するか。

今年度の本委員会の主な論点（電源ごとの論点②）（案）

調達価格等算定委員会（第87回）
（2023年10月5日）事務局資料より抜粋（一部加工）

<風力発電>

- 陸上風力発電の2024年度以降の入札制（募集容量・入札実施回数・上限価格等）
 - 今年度の入札結果（追加入札の有無を含む）や陸上風力発電の自立化に向けた道筋等を踏まえつつ、導入ペースの加速を促すことと、より効率的な事業実施を促すため、2024年度入札の募集容量・入札実施回数等や、2026年度入札の上限価格について、どう設定するか。
- 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の2024年度以降の取扱い
 - 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の2024年度入札の上限価格やその事前公表／非公表、募集容量等について、どう設定するか。
- 浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の2026年度の基準価格／調達価格
 - 浮体式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）の2026年度の基準価格／調達価格について、技術開発や環境整備の進展、海外における動向等を踏まえて、どう設定するか。

今年度の本委員会の主な論点（電源ごとの論点③・その他）（案）

調達価格等算定委員会（第87回）
（2023年10月5日）事務局資料より抜粋（一部加工）

<地熱発電・中小水力発電>

● 地熱発電・中小水力発電の2025年度以降の取扱い

- 2025年度及び2026年度の調達価格／基準価格について、コスト動向や、価格目標として掲げている「中長期的な自立化」、2030年の導入目標に向けた導入ペースの加速化等を踏まえつつ、どう設定するか。
 - ・ 地熱発電については、15,000kW未満／以上の間の価格差による適切な事業規模での導入への影響等も勘案しつつ、どう設定するか。
 - ・ 中小水力発電（1,000kW以上30,000kW未満）については、コスト実績が調達価格の水準を下回る中で、オーバーホールによる運転維持費や設備利用率への影響実態等を勘案しつつ、想定値について、どう設定するか。
- 2026年度のFIT／FIPの対象について、電源の発電特性等を踏まえつつ、どう設定するか。

<バイオマス発電>

● バイオマス発電の2025年度以降の取扱い

- 2025年度の調達価格／基準価格等について、コスト動向や調整力としての活用可能性等を踏まえつつ、どう設定するか。
- 2025年度のFIT／FIPの対象について、バイオマス発電の特性を踏まえつつ、どう設定するか。

● バイオマス発電の2024年度の取扱い

- 2024年度も入札対象とされている一般木材等（10,000kW以上）及びバイオマス液体燃料（全規模）について、募集容量や上限価格、その事前公表／非公表等をどう設定するか。

I 2024年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）
- ④ バイオマス発電
- ⑤ 入札実施スケジュール
- ⑥ 説明会の開催等のFIT/FIP認定要件化
- ⑦ 計画策定プロセスに伴う対応

II 2024年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

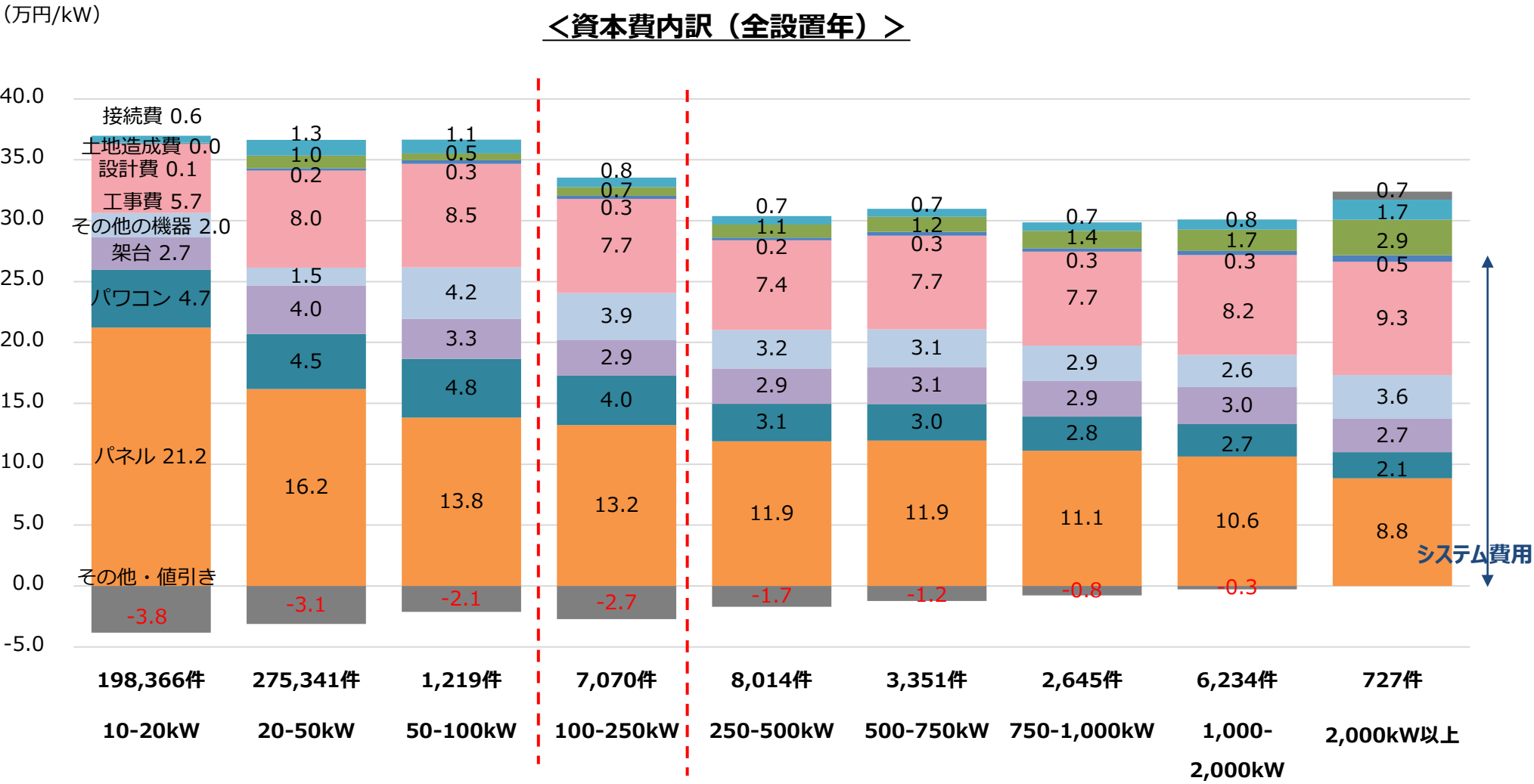
<上限価格の事前公表／事前非公表>

- 入札制度の設計にあたっては、以下の2つの大きな方向性が考えられる。
 - ① 上限価格を非公表としたうえで、相対的に余裕のある募集容量の下で、上限価格を意識した競争を促す。
 - ② 上限価格を公表としたうえで、募集容量を絞り、限られた容量の下で、他の事業者との競争を促す。
- 事業者の積極的な参入を促すため、2021年度より、上限価格を事前公表する形（②）で入札を実施している。引き続き、事業者の参入促進を促していく観点から、来年度も上限価格を事前公表することとしてはどうか。

<入札対象範囲>

- 事業用太陽光発電については、2017年度の入札制の適用以降、順次、その対象範囲を拡大してきた。引き続きコスト低減の加速を図る観点から、入札対象範囲は可能な限り拡大していくことが望ましい一方で、250kW以上／未満では資本費に一定の差異が見られることや、入札準備に必要な経費は小規模案件ほど相対的に重い負担であることも踏まえ、来年度の入札対象範囲については、これまでと同様に、原則250kW以上としてはどうか。
- なお、昨年度の本委員会では、建物登記等の提出を求め、屋根設置を適切に確認することを前提に、屋根設置の太陽光発電について、入札制の適用を免除することとし、今後、当該特例に係るフォローアップを行い、必要に応じて見直しを検討することとした。
- 2023年10月から設けられた屋根設置区分においては、申請ベースであり期間の長さが異なることに留意が必要だが、2023年10月1日から12月15日までの2ヶ月半で、607件・85MW（250kW以上に限ると91件・55MW）の認定申請があり、2022年度の年間の屋根設置太陽光の認定件数・量（1,746件・121MW）と比べても堅調なペースでの申請がみられる。引き続き、地域と共生した太陽光発電の導入加速化を進めるためには、同区分における導入を促進していくことが重要。
- こうした状況を踏まえ、来年度の事業用太陽光発電の入札制においては、2023年10月から設けられた屋根設置区分に該当する案件についてのみ入札制の適用を免除することとしてはどうか。

■ 事業用太陽光発電の規模別のコスト動向を定期報告データを用いて分析した結果、100kW未満、100-250kW、250kW以上で一定のコスト差が見られる。



※2023年8月30日時点までに報告された定期報告を対象。

(参考) 事業用太陽光発電の年度別／規模別の認定／導入容量13

調達価格等算定委員会（第91回）（2023年12月26日）資料1より抜粋

■ **2022年度の事業用太陽光発電の認定容量は約430MW**。認定取得期限に達していない、2022年度下半期における事業用太陽光の第14回・第15回の落札容量と合計すると、**約610MWとなること**が見込まれる。また、**2022年度には住宅用太陽光発電の認定・導入容量が1,000MWを超えた**（対前年比の導入量増加率：23％）。**加えて、FIT/FIP制度外での推計導入量が500MW**。

＜事業用太陽光発電の認定量：2023年3月末時点＞ 単位：MW（件）（注）オレンジハイライトは入札対象区分。

	10-50kW	50-100kW	100-250kW	250-500kW	500-750kW	750-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW-	10kW-全体合計
2012年度	2,198(92,103)	46(557)	387(2,438)	674(1,900)	542(961)	973(1,077)	3,419(2,171)	6,253(368)	14,493(101,575)
2013年度	6,034(204,115)	27(308)	363(2,138)	989(2,826)	818(1,481)	910(1,057)	5,092(3,364)	8,514(460)	22,748(215,749)
2014年度	3,071(127,510)	16(180)	272(1,637)	567(1,632)	369(664)	321(379)	1,562(1,039)	3,052(179)	9,230(133,220)
2015年度	1,336(52,281)	4(46)	88(526)	218(636)	140(248)	99(117)	447(300)	444(26)	2,777(54,180)
2016年度	1,713(59,209)	2(28)	99(566)	313(888)	169(294)	160(192)	497(349)	1,010(50)	3,962(61,576)
2017年度	1,430(44,973)	2(24)	65(368)	235(642)	89(149)	112(133)	358(243)	39(4)	2,329(46,536)
2018年度	1,880(56,058)	3(40)	111(607)	450(1,216)	207(337)	216(256)	850(559)	196(6)	3,912(59,079)
2019年度	1,668(44,782)	2(18)	55(298)	469(1,117)	1(2)	15(17)	82(47)	105(4)	2,398(46,285)
2020年度	218(5,371)	5(62)	252(1,155)	50(111)	18(28)	48(54)	122(76)	145(8)	857(6,865)
2021年度	205(4,981)	3(35)	270(1,237)	64(151)	59(100)	74(86)	258(164)	121(7)	1,054(6,761)
2022年度	82(2,539)	3(37)	187(855)	10(24)	10(17)	28(31)	10(8)	101(3)	431(3,514)
	19,836(693,922)	113(1,335)	2,148(11,825)	4,038(11,143)	2,422(4,281)	2,955(3,399)	12,698(8,320)	19,980(1,115)	64,190(735,340)

＜事業用太陽光発電導入量：2023年3月末時点＞ 単位：MW（件）

	10-50kW	50-100kW	100-250kW	250-500kW	500-750kW	750-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW-	10kW-全体合計
2012年度 2013年度	2,415(116,500)	45(534)	380(2,405)	561(1,610)	403(716)	644(711)	1,784(1,153)	539(55)	6,770(123,684)
2014年度	3,580(146,457)	23(271)	261(1,554)	562(1,645)	463(844)	541(623)	1,938(1,301)	1,000(85)	8,368(152,780)
2015年度	2,922(109,820)	13(150)	238(1,427)	562(1,618)	429(776)	441(515)	2,290(1,546)	1,255(91)	8,149(115,943)
2016年度	1,935(68,864)	8(91)	142(839)	356(1,016)	266(478)	250(292)	1,342(898)	1,145(87)	5,444(72,565)
2017年度	1,492(50,581)	4(43)	96(566)	295(848)	182(323)	185(215)	1,049(680)	1,443(96)	4,745(53,352)
2018年度	1,523(52,454)	4(44)	82(472)	267(742)	143(247)	162(189)	882(573)	1,843(100)	4,906(54,821)
2019年度	1,530(46,924)	3(29)	77(430)	288(779)	139(233)	164(192)	742(481)	1,937(104)	4,878(49,172)
2020年度	1,273(31,054)	2(24)	71(393)	317(831)	120(202)	156(183)	787(507)	2,271(129)	4,997(33,323)
2021年度	838(18,931)	4(46)	84(428)	219(563)	80(133)	100(117)	445(290)	1,965(98)	3,734(20,606)
2022年度	527(12,091)	3(44)	116(584)	186(469)	49(81)	95(112)	372(234)	2,194(93)	3,544(13,708)
	18,034(653,676)	108(1,276)	1,546(9,098)	3,613(10,121)	2,274(4,033)	2,738(3,149)	11,631(7,663)	15,592(938)	55,537(689,954)

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

実施時期	事業用太陽光							
	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回
	2022年度 第1 四半期	2022年度 第2 四半期	2022年度 第3 四半期	2022年度 第4 四半期	2023年度 第1 四半期	2023年度 第2 四半期	2023年度 第3 四半期	2023年度 第4 四半期
入札対象	250kW以上（既築屋根設置を除く）				250kW以上（屋根設置を除く）			
募集容量	FIT:50MW FIP:175MW	FIT:50MW FIP:175MW	FIT:50MW FIP:175MW	FIT:50MW FIP:175MW	105MW	111MW	105MW	134MW
上限価格	10.00円/kWh 事前公表	9.88円/kWh 事前公表	9.75円/kWh 事前公表	9.63円/kWh 事前公表	9.50円/kWh 事前公表	9.43円/kWh 事前公表	9.35円/kWh 事前公表	9.28円/kWh 事前公表
入札容量 （件数）	FIT:25MW (39件) FIP:129MW(5件)	FIT:12MW (18件) FIP:14MW(10件)	FIT:11MW (17件) FIP:137MW(11件)	FIT:16MW(25件) FIP:16MW(9件)	120MW(35件)	69MW(55件)	178MW(61件)	-
平均入札 価格	FIT:9.93円/kWh FIP:9.87円/kWh	FIT:9.79円/kWh FIP:9.81円/kWh	FIT:9.70円/kWh FIP:9.73円/kWh	FIT:9.59円/kWh FIP:9.56円/kWh	9.36円/kwh	9.30円/kwh	8.84円/kwh	-
落札容量 （件数）	FIT:25MW(39件) FIP:129MW(5件)	FIT:12MW(18件) FIP:14MW(10件)	FIT:11MW(17件) FIP:137MW(11件)	FIT:16MW(25件) FIP:16MW(9件)	105MW(20件)	69MW(55件)	105MW(33件)	-
平均落札 価格	FIT:9.93円/kWh FIP:9.87円/kWh	FIT:9.79円/kWh FIP:9.81円/kWh	FIT:9.70円/kWh FIP:9.73円/kWh	FIT:9.59円/kWh FIP:9.56円/kWh	9.34円/kwh	9.30円/kwh	8.55円/kwh	-
調達価格 決定方法	応札額を調達価格として採用（pay as bid 方式）							

＜入札実施回数＞

- 事業用太陽光については、事業者の案件形成スケジュールと入札スケジュールのタイムラグを可能な限り低減させるため、一昨年度より年間４回の入札を実施しているところ。
- 来年度については、2024年４月１日に改正再エネ特措法が施行され、FIT/FIP認定要件として、説明会等による周辺地域の住民に対する事業内容の事前周知を求めることとし、認定要件に従って事前周知がなされない場合には、FIT/FIP認定を行わないこととなる。
- この説明会の開催等に一定の時間を要することから、年度後半に入札が集中する可能性も考えられるが、他方で、
 - ① 改正再エネ特措法の内容は、既に十分に周知されており、年度当初に説明会の開催等を行うことも可能であること
 - ② 説明会の開催等は、入札参加時（事業計画提出時）ではなくFIT/FIP認定申請までに求めること
 - ③ 2022年４月の再エネ特措法改正によりFIP制度を導入した際も、年度後半に入札は集中しておらず、各回の入札量にばらつきがあること
 - ④ 仮に入札回数を減らす場合には、事業者の入札参加の機会が減少することを踏まえ、来年度の入札実施回数は、今年度と同様、年間４回としてはどうか。

＜募集容量＞

- 今年度の入札について、昨年度の本委員会では、FIP電源／FIT電源で区分を分けることなく、250kW以上全体で単一の入札枠の中で競争することとした。具体的には、昨年度の入札3回の落札容量（全体）の平均値である105MWを、今年度初回の募集容量とした。
- 同様に、今年度入札3回の落札容量（全体）に着目すると、合計279MW、平均93MW。今年度第1回目の入札では、募集容量（105MW）を上回る入札（120MW）があったことを考慮すると、初回入札の募集容量は、落札容量の平均値ではなく入札容量の平均値等を採用することもある。一方、今年度第2回目の入札では、募集容量111MWに対して入札容量は69MWと、各回の入札にはばらつきがあることから、募集容量を拡大することで価格の競争性が失われる可能性があることにも留意が必要である。
- また、来年度の事業用太陽光については、入札対象は250kW以上のFIP電源のみとなる。
- こうした状況を踏まえ、来年度については、今年度に引き続き250kW以上全体で単一の入札枠の中で競争することとし、今年度入札3回の落札容量（全体）の平均値である93MWを、来年度初回の募集容量としてはどうか。
- なお、今年度については、FIT・FIP案件に加えて、需要家主導による太陽光発電導入促進補助金（令和4年度補正予算255億円（の内数）・令和5年度当初予算105億円）により合計140MWの案件を採択（今年度内又は来年度内の運転開始予定）。来年度についても、同様に、令和5年度補正予算160億円（の内数）と令和6年度当初予算100億円（案）により、一定容量の需要家主導型太陽光発電の案件の採択が見込まれる。

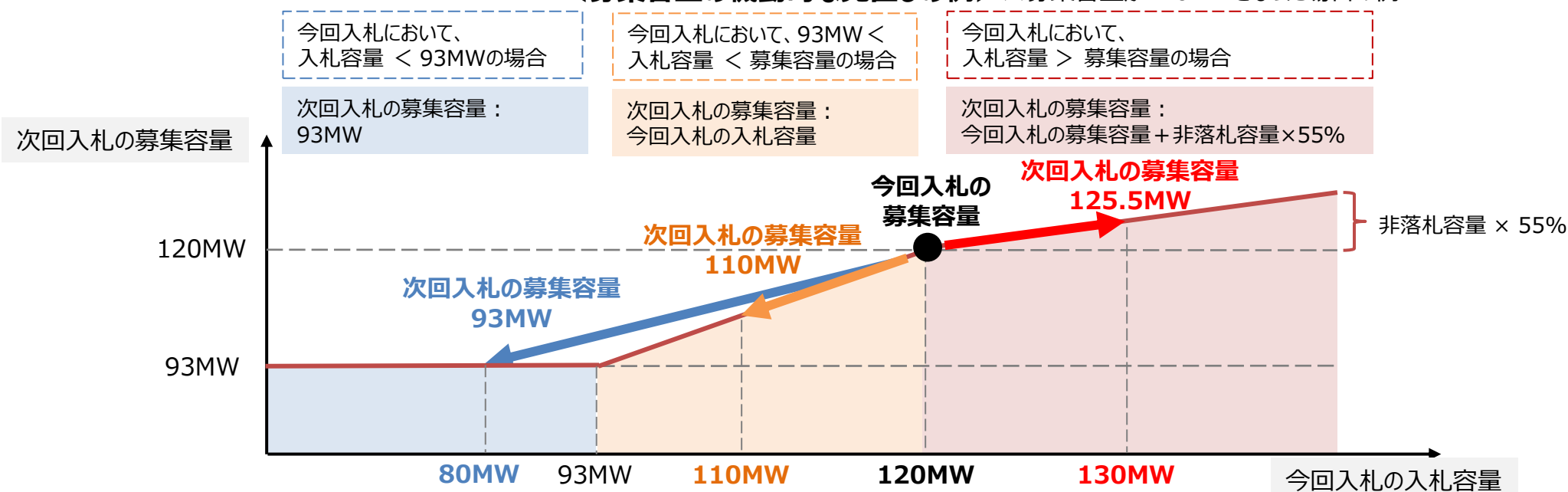
＜来年度2回目以降の募集容量＞

- 今年度の事業用太陽光の入札においては、**前回の入札における入札容量**を踏まえ、以下のとおり、**募集容量を機動的に見直すこと**としている。

今回入札の結果	次回の募集容量
入札容量が募集容量を上回った場合	今回入札の募集容量 + 今回入札の非落札容量の 40%
入札容量が募集容量を下回った場合	今回入札の入札容量（ただし、年度初回入札の募集容量を下限とする）

- 来年度の入札においても、同様に、**こうした募集容量の機動的な見直しの仕組み**により、**競争性の確保**と**太陽光導入の加速化**を図ることとしてはどうか。なお、**入札参加資格を得たものの落札できなかった案件の内、次回入札に再度参加する案件は**、過去実績では40%程度であったところ、直近の入札では、**容量ベースで70%程度**となっていることも考慮し、**入札容量が募集容量を上回った場合における次回入札時の募集容量の引き上げ幅を70%とする**ことも考えられる。
- 一方で、**募集容量の引き上げにより価格競争を損なわれないよう配慮する必要**もある。
- 上記を踏まえ、来年度の入札においては、**今回入札の非落札容量のうち次回入札の募集容量に加える容量を、次回入札に再度参加が見込まれる割合の過去実績（40%程度）と直近実績（70%程度）の中間となる55%としてはどうか。**

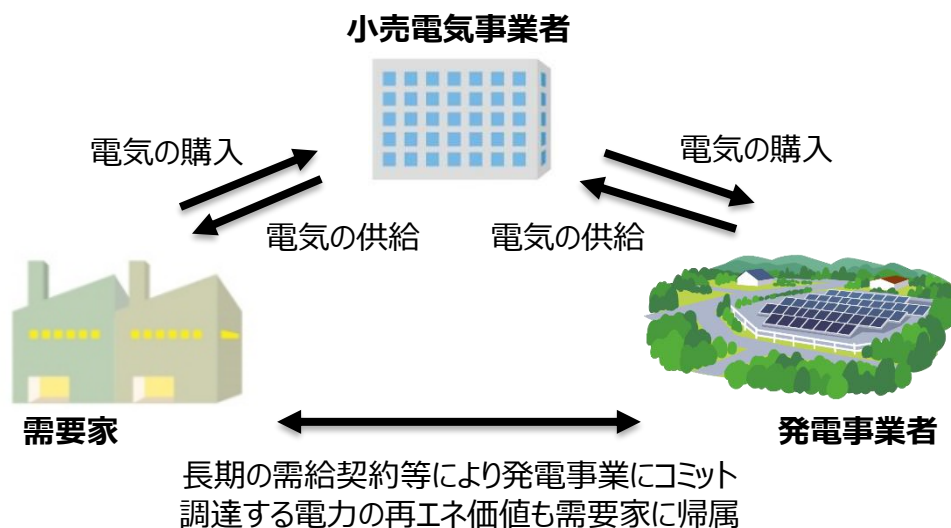
＜募集容量の機動的な見直しの例＞ ※募集容量が120MWとなった場合の例



- ・ 需要側での再エネ電気のニーズの高まりを受け、再エネ電気の供給を目的とした発電事業の広がりが進んでおり、個々の需要家ニーズに応じた新たな再エネ電気の調達手段として、小売電気事業者を介したPPAが広がりを見せている。
- ・ 経済産業省においては非FIT/FIPによる需要家主導型のオフサイトPPAへの補助金（R3年度補正予算、R4年度当初・補正予算、R5年度当初予算で累計約32.6万kW※の案件を採択済）による支援を通じて、こうした取り組みを促進しているところ。（※令和5年12月26日現在）

＜需要家主導による再エネ導入の促進＞

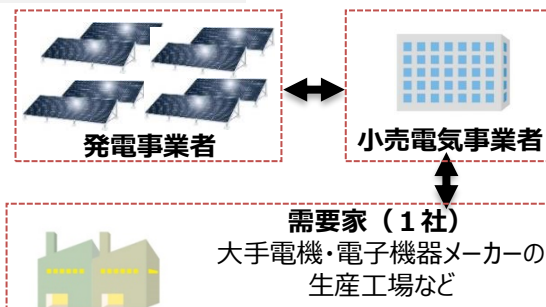
FIT・FIP制度や自己託送制度によらず、太陽光発電により発電した電気を特定の需要家に長期供給する等の一定の要件を満たす場合の設備導入を支援。



補助金の採択事例

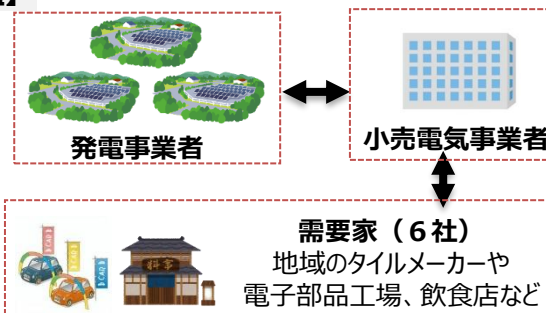
【小規模設備を集約し大規模需要を満たす取組】

- 電気・電子機器の製造メーカー工場を需要地とし、20年間の再エネ電力の長期供給を実施。
- 発電所は、全国各地に立地し、小型発電所を複数組み合わせることで、大規模な需要を満たす電力を確保しようとする取組。



【地域の需要家が連携した取組】

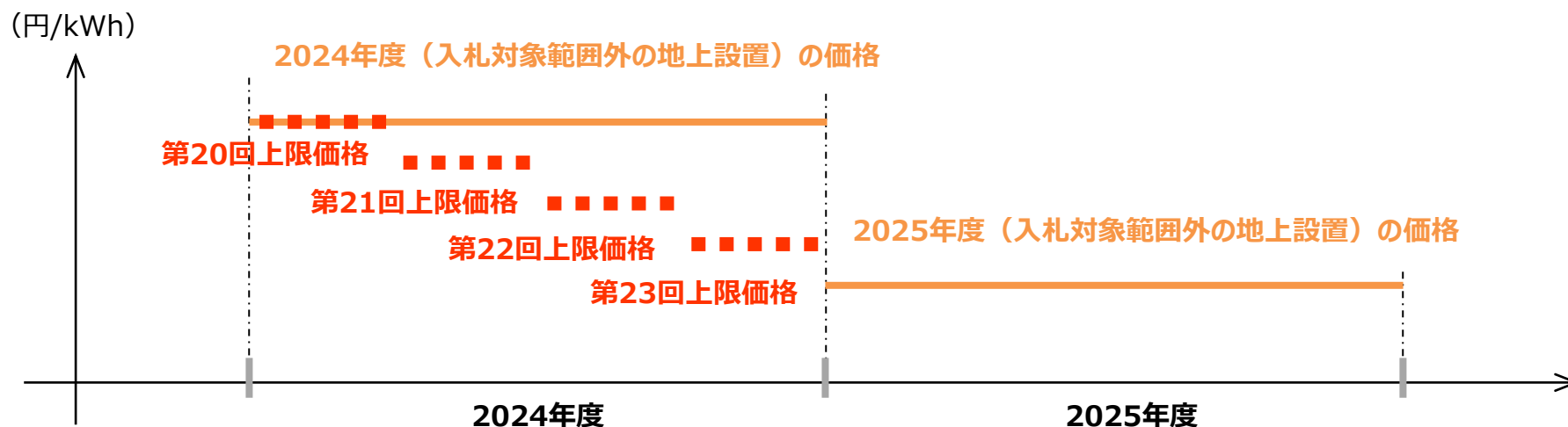
- 地域の電子部品工場やタイル製造工場、自動車販売店や飲食店などの中小企業群が需要家となり、太陽光発電による再エネを共同して調達すべく連携。
- 地域に根ざした発電事業者・小売電気事業者がこれらの需要家に呼びかけを行い実現した、地域が一体となった取組。



I.①事業用太陽光：2024年度の入札上限価格（案）

- 昨年度の委員会では、今年度の入札上限価格については、2023年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外の地上設置）の調達価格・基準価格9.5円/kWhと、2024年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外の地上設置）の調達価格・基準価格9.2円/kWhの間を刻む形で、第16回から第19回にかけて、9.50円/kWh、9.43円/kWh、9.35円/kWh、9.28円/kWhと設定した。
- 来年度の入札上限価格についても、2025年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外の地上設置）の調達価格・基準価格の諸元を前提に、今年度と同様の考え方に基づき、2024年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外の地上設置）の調達価格・基準価格9.2円/kWhと、2025年度の事業用太陽光発電（入札対象範囲外の地上設置）の調達価格・基準価格の間を刻む形で設定してはどうか。

<2024年度の事業用太陽光発電の入札の上限価格のイメージ>



I 2024年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）
- ④ バイオマス発電
- ⑤ 入札実施スケジュール
- ⑥ 説明会の開催等のFIT/FIP認定要件化
- ⑦ 計画策定プロセスに伴う対応

II 2024年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

I.②陸上風力発電：2024年度の入札制（入札対象・上限価格の事前公表）（案）

<入札対象範囲>

- 陸上風力発電については、**入札制を導入することで事業者間の競争によるコスト低減を促していくという基本方針**の中で、250kW以上を入札対象とした場合に50～250kWの区分において**入札制度の適用を回避する可能性があること、50kW以上をFIP制度のみ認められる対象としていること**等を踏まえ、**2023年度の入札対象を50kW以上**とすることとした。
- 引き続き、陸上風力発電については、**入札制の下で事業者間の競争によるコスト低減を促していくことが重要であること、今年度の入札結果が順調であったこと**等を踏まえ、**2024年度の入札対象**についても**50kW以上**とすることとしてはどうか。

<上限価格の事前公表／非公表・募集容量>

- 上限価格の事前公表／非公表については、**事業者の価格予見性の向上**のため、**引き続き、事前公表としてはどうか。**

<募集容量・入札実施回数>

- 2023年度の入札制の募集容量の設定にあたっては、エネルギーミックスの実現に向けた導入加速化にも配慮しつつ、2022年度の入札では上限価格付近の応札が一定数確認されたことも踏まえ、他の応札者との競争が働くよう、応札容量が上回ることが想定されるような募集容量を設定した。
- 具体的には、以下の実績も踏まえ、2023年度の初回入札の募集容量を1.0GWとした上で、初回入札で入札容量が1.3GWを超える場合には、同年度内に追加の入札を実施することとした。
 - ✓ 直近5年間の年間認定量（2018-2022年度）※の平均が1.5GW／年、最低水準が1.0GW／年程度
 - ✓ これまでの年間認定量（2012-2022年度）※の平均が1.2GW／年、また、直近の入札容量が1.3GW／年

（※）2021,2022年度については、入札容量
- また、2023年度の入札における募集容量は1.0GWであったところ、応札容量は1,414MWと、募集容量を上回った。
- 2024年度の入札制の募集容量及び追加入札の設定については、これまで同様に、エネルギーミックスの実現に向けた導入加速化にも配慮しつつ、他の応札者との競争が働くよう、今年度と同様に、以下のとおりとはどうか。

	初回入札
入札対象範囲	50kW以上
募集容量	1.0GW
上限価格の事前公表/非公表	事前公表
上限価格	14円/kWh

初回入札で入札容量が
1.3GWを超える場合



追加入札
50kW以上
初回入札の非落札容量×40%
事前公表
初回入札の加重平均落札価格または 2025年度入札の上限価格（13円/kWh） のいずれが高い額

<FIT・FIP認定量> 単位：MW（件）

認定 (新設)	-20kW	20 -50kW	50 -250kW	250 -1000kW	1,000- 7,500kW	7,500- 10,000kW	10,000- 30,000kW	30,000- 37,500kW	37,500- 50,000kW	50,000kW-	全体合計
2012年度	0(3)	0(0)	0(0)	0(0)	124(31)	18(2)	341(18)	103(3)	133(3)	51(1)	770(61)
2013年度	0(4)	0(1)	0(0)	0(0)	78(23)	8(1)	0(0)	34(1)	38(1)	51(1)	209(32)
2014年度	0(30)	0(0)	0(0)	0(0)	133(28)	9(1)	344(17)	196(6)	42(1)	278(3)	1,002(86)
2015年度	3(186)	0(0)	0(0)	0(0)	74(17)	0(0)	100(5)	35(1)	86(2)	182(3)	480(214)
2016年度	43(2,224)	0(0)	0(0)	0(0)	289(59)	0(0)	316(16)	232(7)	379(9)	1,576(19)	2,835(2,334)
2017年度	45(2,301)	0(0)	0(0)	0(0)	64(14)	0(0)	63(3)	64(2)	88(2)	707(9)	1,031(2,331)
2018年度	41(2,117)	6(118)	0(0)	0(0)	65(12)	0(0)	86(4)	68(2)	120(3)	641(8)	1,026(2,264)
2019年度	0(16)	8(198)	0(0)	1(2)	66(15)	9(1)	170(8)	96(3)	92(2)	802(9)	1,243(254)
2020年度	0(2)	2(35)	0(0)	1(1)	49(11)	0(0)	182(9)	201(6)	438(10)	1,939(28)	2,811(102)
2021年度	0(1)	1(18)	0(0)	1(2)	54(13)	0(0)	29(1)	67(2)	92(2)	614(8)	858(47)
2022年度	0(0)	0(0)	0(0)	1(3)	2(1)	0(0)	51(2)	0(0)	47(1)	175(2)	276(9)
	132(6,884)	17(370)	0(0)	4(8)	999(224)	44(5)	1,681(83)	1,097(33)	1,553(36)	7,015(91)	12,541(7,734)

<FIT・FIP導入量> 単位：MW（件）

導入 (新設)	-20kW	20 -50kW	50 -250kW	250 -1000kW	1,000- 7,500kW	7,500- 10,000kW	10,000- 30,000kW	30,000- 37,500kW	37,500- 50,000kW	50,000kW-	全体合計
2012年度	0(4)	0(1)	0(0)	0(0)	22(11)	18(2)	114(6)	0(0)	0(0)	0(0)	154(24)
2013年度											
2014年度	0(6)	0(0)	0(0)	0(0)	43(8)	0(0)	182(10)	0(0)	0(0)	0(0)	225(24)
2015年度	0(40)	0(0)	0(0)	0(0)	44(13)	0(0)	17(1)	36(1)	0(0)	51(1)	148(56)
2016年度	2(130)	0(0)	0(0)	0(0)	34(8)	8(1)	137(7)	34(1)	92(2)	0(0)	308(149)
2017年度	6(299)	0(0)	0(0)	0(0)	51(13)	9(1)	47(2)	65(2)	0(0)	0(0)	178(317)
2018年度	9(444)	0(0)	0(0)	0(0)	20(5)	0(0)	66(3)	30(1)	42(1)	0(0)	166(454)
2019年度	5(278)	0(0)	0(0)	0(0)	68(18)	0(0)	151(8)	69(2)	122(3)	51(1)	467(310)
2020年度	5(250)	0(1)	0(0)	1(1)	42(10)	0(0)	16(1)	0(0)	45(1)	252(3)	360(267)
2021年度	4(221)	0(0)	0(0)	0(0)	83(14)	0(0)	95(4)	31(1)	48(1)	0(0)	261(241)
2022年度	5(285)	0(4)	0(0)	0(0)	32(6)	0(0)	0(0)	107(3)	44(1)	0(0)	188(299)
	37(1,957)	0(6)	0(0)	1(1)	439(106)	35(4)	825(42)	371(11)	393(9)	355(5)	2,455(2,141)

※ 2023年3月末時点※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

- 陸上風力発電については、2021年度から入札制に移行。
- 第1回～3回入札では、上限価格は17.00円/kWh・16.00円/kWh・15.00円/kWh、募集容量は1,000MW・1,300MW・1,000MWとして実施。
- その結果、第1回・第2回では応札容量が募集容量を下回り、全量落札となったが、第3回では応札容量が募集容量を上回り、最高落札価格も上限価格を0.5円/kWh下回った。
- また、平均落札価格は16.16円/kWh・15.60円/kWh・14.08円/kWhとなっており、コスト低減が着実に進展していると評価できる。

<第1回風力入札結果>

入札の結果

募集容量	：	<u>1,000MW</u>
入札参加件数・容量	：	<u>44件・1,455MW</u>
参加資格を得た件数・容量	：	<u>39件・1,182MW</u>
応札件数・容量	：	<u>32件・936MW</u>

落札の結果

落札件数・容量	：	<u>32件・936MW</u>
最低落札価格	：	<u>14.98円/kWh</u>
最高落札価格	：	<u>17.00円/kWh</u>
平均落札価格	：	<u>16.16円/kWh</u>

<第2回風力入札結果>

入札の結果

募集容量	：	<u>1,300MW</u>
入札参加件数・容量	：	<u>38件・1,646MW</u>
参加資格を得た件数・容量	：	<u>37件・1,613MW</u>
応札件数・容量	：	<u>30件・1,290MW</u>

落札の結果

落札件数・容量	：	<u>30件・1,290MW</u>
最低落札価格	：	<u>14.80円/kWh</u>
最高落札価格	：	<u>16.00円/kWh</u>
平均落札価格	：	<u>15.60円/kWh</u>

<第3回風力入札結果>

入札の結果

募集容量	：	<u>1,000MW</u>
入札参加件数・容量	：	<u>56件・1,651MW</u>
参加資格を得た件数・容量	：	<u>54件・1,562MW</u>
応札件数・容量	：	<u>50件・1,414MW</u>

落札の結果

落札件数・容量	：	<u>20件・1,000MW</u>
最低落札価格	：	<u>13.00円/kWh</u>
最高落札価格	：	<u>14.50円/kWh</u>
平均落札価格	：	<u>14.08円/kWh</u>

I 2024年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）
- ④ バイオマス発電
- ⑤ 入札実施スケジュール
- ⑥ 説明会の開催等のFIT/FIP認定要件化
- ⑦ 計画策定プロセスに伴う対応

II 2024年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

I.③着床式洋上風力（再エネ海域利用法適用外）：2024年度の入札制（案）26

<上限価格の事前公表／非公表>

- 入札制度の設計にあたっては、以下の2つの大きな方向性が考えられる。
 - ① 上限価格を非公表としたうえで、相対的に余裕のある募集容量の下で、上限価格を意識した競争を促す。
 - ② 上限価格を公表としたうえで、募集容量を絞り、限られた容量の下で、他の事業者との競争を促す。
- 再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力の認定件数・容量は11件・771MW（2024年1月時点）であり、これまでは認定案件のない年度も存在する。来年度についても、複数事業者の入札参加がない可能性も考えられる。こうした中でも入札による競争効果を促すため、上限価格を事前非公表として、上限価格を意識した競争を促すこととしてはどうか。

<募集容量>

- 上述のとおり、複数事業者の入札参加がない可能性も考えられるものの、これまでは設備容量187MWの認定案件もあることから、こうした案件と同程度の規模の案件が落札できる可能性も維持するため、190MWを募集容量としてはどうか。

(参考) 都道府県条例・港湾法に基づく海域占用許可

27

石狩湾新港内

<導入エリア 約500ha(11.2万kW)>

事業主体: 合同会社グリーンパワー石狩(GPI)

事業スケジュール:

2022年5月 海上工事着工

2024年1月 運転開始

石狩湾新港



むつ小川原港内

<導入エリア 約1,000ha(最大8万kW)>

事業主体: むつ小川原港洋上風力開発株式会社
(六ヶ所エンジニアリング、開発電業等)

事業スケジュール: (未定)

能代港内<導入エリア 約380ha(8.4万kW)>

秋田港内<導入エリア 約350ha(5.5万kW)>

事業主体: 秋田洋上風力発電株式会社
(丸紅、大林組、東北電力、関西電力等)

事業スケジュール:

2021年3月 海上工事着工

2023年1月 運転開始

能代港



秋田港



北九州港内

<導入エリア 約2,700ha(最大22万kW)>

事業主体: ひびきウインドエナジー株式会社
(九電みらい、Jpower、北拓等)

事業スケジュール:

2023年3月 海上工事着工

2025年度 運転開始(予定)

福島県楢葉町、富岡町沖(導入量3万kW程度)
2023年より環境アセスメント開始

事業主体: 東京ガス

鹿島港内

<導入エリア 約680ha(16万kW)>

事業主体: 株式会社ウインド・パワー・エナジー
(東京ガス、日本風力エネルギー、ウインド・パワー・グループ)

事業スケジュール:

2024年度 海上工事着工(予定)

2026年内 運転開始(予定)

福岡県北九州市沖
(導入量0.3万kW程度)
2019年に運転開始

実施主体: 丸紅

長崎県五島列島沖
(導入量0.19万kW程度)
2015年に認定、2016年に運転開始

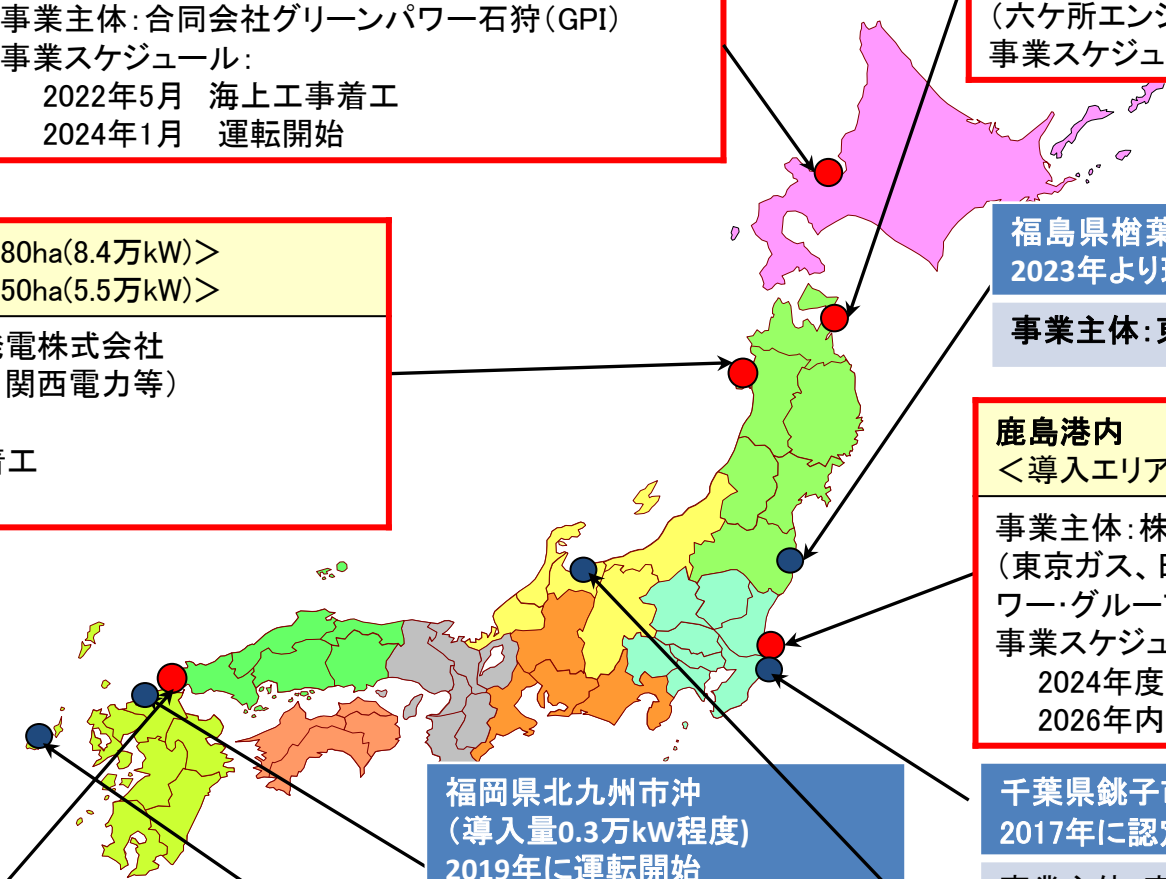
実施主体: 五島フローティングウインド
パワー合同会社

千葉県銚子市南沖(導入量0.24万kW程度)
2017年に認定、2019年1月に運転開始

事業主体: 東京電力リニューアブルパワー

富山県入善町沖(導入量0.75万kW程度)
2018年に認定、2023年9月に運転開始

事業主体: ウェンティ・ジャパン、JFEエンジニア
リング、北陸電力



■ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外） は、2020年度及び2023年度に入札を実施。その結果は以下のとおり。

	着床式洋上風力（再エネ海域利用法適用外）	
	第 1 回	第 2 回
実施時期	2020年度 下期	2023年度 下期
入札対象	全規模	全規模
募集容量	120MW	190MW
上限価格	34.00円/kWh (事前非公表)	24.00円/kWh (事前非公表)
入札参加申込容量（件数） ※入札参加者の最大出力	5MW (1件) ※ 5 MW	165MW (0 件)
参加資格を得た容量 (件数)	5MW (1件)	165MW (1件)
入札容量（件数）	5MW (1件)	0MW (0件)
入札価格	35.00円/kWh	-
落札容量（件数）	0MW (0件)	0MW (0件)
落札価格	-	-
調達価格決定方法	応札額を調達価格として採用（pay as bid 方式）	応札額を調達価格として採用（pay as bid 方式）

I 2024年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）
- ④ バイオマス発電
- ⑤ 入札実施スケジュール
- ⑥ 説明会の開催等のFIT/FIP認定要件化
- ⑦ 計画策定プロセスに伴う対応

II 2024年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

- 昨年度の本委員会で、2024年度のバイオマス発電の入札対象範囲については、十分なFIT認定量があることや海外ではより低コストで事業実施できていること等を踏まえて、2018～2023年度と同様に、一般木質等（10,000kW以上）および液体燃料（全規模）ととりまとめたところ。
- この上限価格については、これまでの入札において、入札容量が募集容量を大きく下回る傾向であることから、引き続き、事前非公表として、上限価格を意識した競争を促してはどうか。
- また、募集容量については、これまでの入札において、入札容量が募集容量を大きく下回る傾向であるものの、入札参加申込容量は第5回及び第6回を除いて各回とも100MWを超えており、この中には、設備容量112MWの大規模案件を予定する事業計画も存在することから、こうした大規模案件が落札できる可能性も維持するため、120MWを据え置くこととしてはどうか。

(参考) これまでの入札結果：バイオマス（一般木材等・液体燃料）

■ 10,000kW以上の一般木材等バイオマス、全規模のバイオマス液体燃料は、2018年度より入札制に移行した。

	バイオマス						
	第 1 回		第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
実施時期	2018年度 下期		2019年度 下期	2020年度 下期	2021年度 下期	2022年度 下期	2023年度 下期
入札対象	一般木材等：10,000kW以上 液体燃料：全規模						
募集容量	一般木材等： 180MW	液体燃料： 20MW	120MW	120MW	120MW	120MW	120MW
上限価格	20.6円/kWh （事前非公表）		19.6円/kWh （事前非公表）	19.6円/kWh （事前非公表）	18.5円/kWh （事前非公表）	18.0円/kWh （事前非公表）	17.8円/kWh （事前非公表）
入札参加申込容量（件数） ※入札参加者の最大出力	264MW（7件） ※100MW	169MW（26件） ※47MW	101MW（20件） ※39MW	319MW（7件） ※112MW	129MW（3件） ※75MW	0MW（0件）	0MW（0件）
参加資格を得た容量（件数）	95MW（4件）	11MW（5件）	6MW（4件）	164MW（3件）	129MW（3件）	0MW（0件）	0MW（0件）
入札容量（件数）	35MW（1件）	2MW（1件）	4MW（3件）	2MW（1件）	54MW（2件）	0MW（0件）	0MW（0件）
平均入札価格	19.60円/kWh	23.90円/kWh	20.55円/kWh	18.50円/kWh	18.53円/kWh	-	-
落札容量（件数）	35MW（1件）	0MW（0件）	0MW（0件）	2MW（1件）	51MW（1件）	0MW（0件）	0MW（0件）
落札価格	19.60円/kWh （第2次保証金を 納付せず辞退）	-	-	18.50円/kWh	18.50円/kWh	-	-
調達価格決定方法	応札額を調達価格として採用（pay as bid 方式）						

※ バイオマス比率考慮済。

I 2024年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）
- ④ バイオマス発電
- ⑤ 入札実施スケジュール
- ⑥ 説明会の開催等のFIT/FIP認定要件化
- ⑦ 計画策定プロセスに伴う対応

II 2024年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

I.⑤2024年度の入札実施スケジュール（案）

33

	2024年度				
	第20回太陽光	第21回太陽光	第22回太陽光	第23回太陽光	第4回陸上風力（・追加） 第3回着床式洋上風力 （再エネ海域利用法適用外） 第7回バイオマス
4月	入札説明会 事業計画受付(4/15)				
5月	事業計画受付〆切（5/10） 事業計画審査〆切（5/24） 入札募集開始（6/3）				
6月	入札募集〆切（6/14） 入札結果公表（6/21）	事業計画受付(6/24)			
7月		事業計画受付〆切（7/12） 事業計画審査〆切（7/26）			
8月		入札募集開始（8/5） 入札募集〆切（8/16） 入札結果公表（8/23）			
9月			事業計画受付（9/24）		事業計画受付（9/2） 事業計画受付〆切（9/20）
10月			事業計画受付〆切（10/15） 事業計画審査〆切（10/29）		事業計画審査〆切（10/4） 入札募集開始（10/15） 入札募集〆切（10/28）
11月			入札募集開始（11/8） 入札募集〆切（11/19） 入札結果公表（11/26）		入札結果公表（11/5）
12月					
2025年 1月	認定補正期限（1/7） 認定取得期限（1/21）			事業計画受付(1/6） 事業計画受付〆切（1/24）	陸上風力追加入札※ 事業計画受付(1/20)
2025年 2月				事業計画審査〆切（2/7） 入札募集開始（2/17）	事業計画受付〆切（2/7） 事業計画審査〆切（2/21）
2025年 3月		認定補正期限（3/10） 認定取得期限（3/24）		入札募集〆切（2/28） 入札結果公表（3/7）	入札募集開始（3/3） 入札募集〆切（3/14） 入札結果公表（3/21）
2025年 4月以降			認定補正期限（6/13） 認定取得期限（6/27）	認定補正期限（9/24） 認定取得期限（10/8）	認定補正期限（5/23） 認定取得期限（6/6） 認定補正期限（10/7） 認定取得期限（10/21）

※陸上風力発電の追加入札については、第4回陸上風力の入札容量が1.3GWを超えた場合に実施する。

I 2024年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）
- ④ バイオマス発電
- ⑤ 入札実施スケジュール
- ⑥ 説明会の開催等のFIT/FIP認定要件化
- ⑦ 計画策定プロセスに伴う対応

II 2024年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

- 地域と共生した再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、2024年4月1日に施行される改正再エネ特措法においては、**FIT/FIP認定要件として、説明会等による周辺地域の住民に対する事業内容の事前周知を求める**こととし、認定要件に従って事前周知がなされない場合には、FIT/FIP認定を行わないこととなる。
- 措置の詳細については、昨年5月以降、再エネ長期電源化・地域共生WGにおいて議論が重ねられ、同年11月に取りまとめがなされたところ。この中では、住宅用太陽光・屋根設置の電源を除き、**入札対象案件かどうかにかかわらず、FIT/FIP認定要件として説明会等による事前周知を求める**こととしている。

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ（2023年11月） 参考資料より抜粋

	住宅用太陽光 （※2）	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧（50kW未満） ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 （50kW以上） ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア（※1）外	事前周知を 要件としない	事前周知を 要件としない （努力義務として求める）	説明会以外の手法での 事前周知を求める （※3、※4）	説明会の開催を求める （※4）
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア（※1）内				

（※1）①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。

（※2）10kW未満の太陽光発電事業を指す。

（※3）説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。

（※4）FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。（なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書（説明会概要報告書）を提出する等の所要の手続を行う必要がある。）

＜2023年度の入札対象案件＞

- 2023年度の入札対象案件については、法施行（2024年4月1日）の時点で既に落札されているものであることを踏まえ、事業の予見性を確保するため、FIT/FIP認定の取得が2024年度となる場合であっても、FIT/FIP認定要件として説明会等による事前周知を求めないこととしてはどうか。

＜2024年度の入札対象案件＞

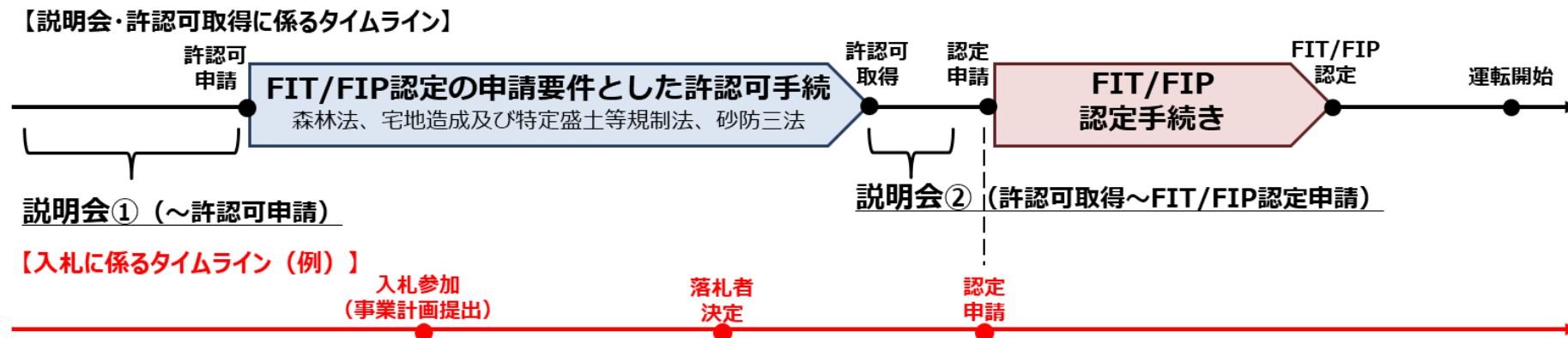
- 2024年度の入札対象案件については、再エネ長期電源化・地域共生WGで議論されているとおり、入札対象外案件と同様に、入札参加時（事業計画提出時）ではなくFIT/FIP認定申請までに、説明会等による事前周知を求める（ただし、仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に必要な説明会開催又は事前周知を行わなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す）こととしてはどうか。
 - なお、再エネ長期電源化・地域共生WGでは、周辺地域の住民への影響が大きい場合として、次の(1)～(3)の場合には、FIT/FIP認定申請前のタイミングのみならず、それぞれの場合に応じ複数回のタイミングで説明会の開催を求めることを整理しており、この点については、入札対象案件についても変わらない。
 - (1) FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可（森林法に基づく許可等）が必要となる場合
⇒ ①許認可申請前、②FIT/FIP認定申請前の2つの時期において求める。
 - (2) 環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合
⇒ ①配慮書作成前、②FIT/FIP認定申請前、③評価書の公告～工事着手の3つの時期において求める。
 - (3) 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合
⇒ ①FIT/FIP認定申請前、②許認可取得等～工事着手の2つの時期において求める。
- (※) ただし、(1)の場合において法施行の日より前に許認可申請がなされている場合の①の説明会等、(2)の場合において法施行の日より前に配慮書が作成されている場合の①の説明会等については、事業の予見可能性を確保するため、経過措置として、当該時期における説明会の開催等は求めない（②以降の説明会の開催等は求める）こととしてはどうか。

- 入札対象案件については、入札対象外案件と同様に、入札参加時（事業計画提出時）ではなくFIT/FIP認定申請までに、説明会開催又はそれ以外の方法による事前周知を求める（ただし、仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に必要な説明会開催又は事前周知を行わなかった場合は、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消す）こととしてはどうか。

(※) 入札対象案件の取扱いについては、入札実施指針の内容に関わることから、今後、調達価格等算定委員会において御議論いただくことになる。

- なお、本WGのこれまでの会合において、周辺地域の住民への影響が大きい場合として、
 - ① FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可（森林法に基づく許可等）が必要となる場合
 - ② 環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合
 - ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合は、FIT/FIP認定申請前のタイミングのみならず、それぞれの場合に応じ複数回のタイミングで説明会の開催を求めることを整理しており、この点については、入札対象案件についても変わらない。

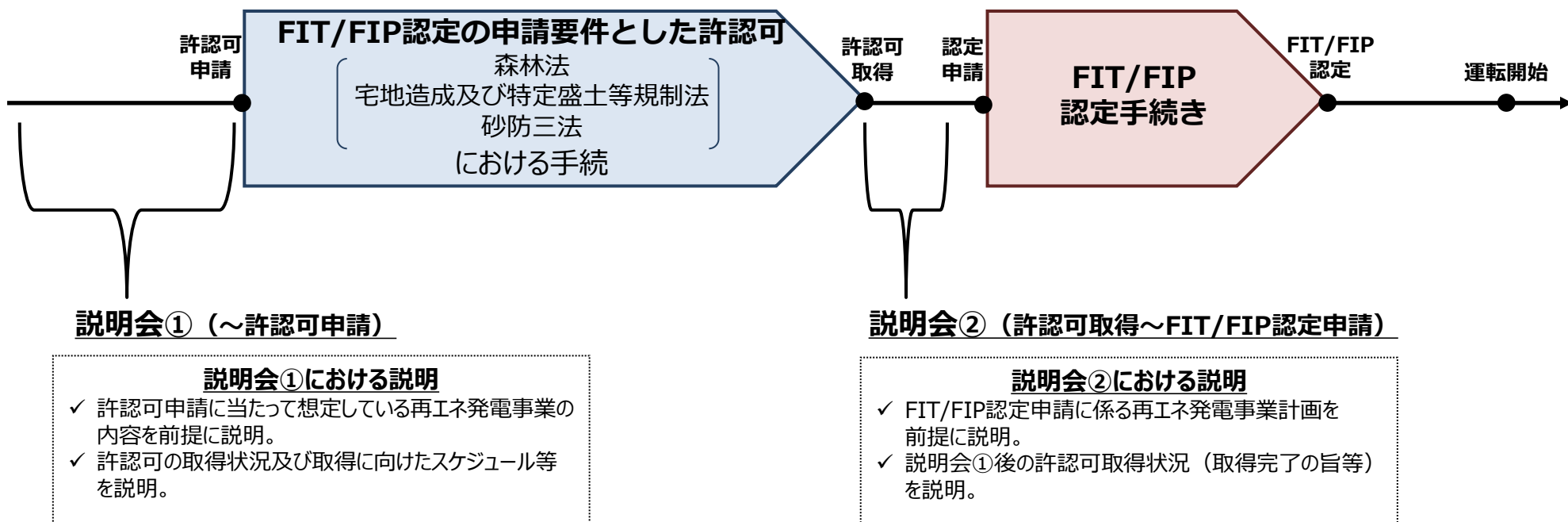
(例) 入札対象案件であって、説明会開催・FIT/FIP認定申請要件としての許認可取得が必要な場合のタイムライン



(注) 入札実施前に実施される説明会においては、入札の競争性に影響を与える説明（特定の入札回に参加する旨等）がなされないように留意が必要となる。

- 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可（森林法に基づく許可等）が必要となる場合は、**FIT/FIP認定申請前に加えて、当該許認可申請前の段階においても説明会の開催を求める**こととした。

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ（2023年11月）参考資料より抜粋

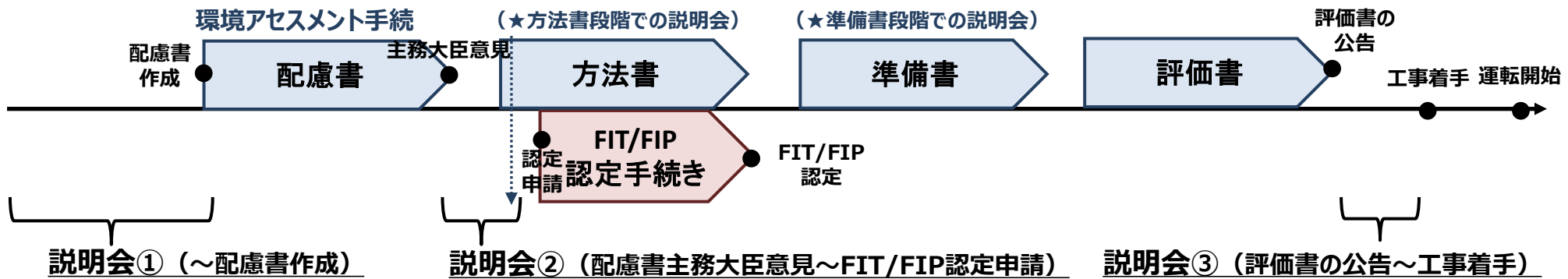


（※）なお、風力・地熱発電事業について、環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象である場合は、上記の許認可を認定後に取得することを認める（認定から3年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行う）こととしている。この場合においては、上のタイムラインではなく、次ページのタイムラインに従うこととする。

(参考) 再エネ長期電源化・地域共生WGでの議論 (説明会等を実施する時期②) 39

- 環境影響評価法（第一種事業・第二種事業のいずれも含む。）又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合については、**FIT/FIP認定申請前に加えて、配慮書作成前の段階においても説明会の開催を求める**こととした。
- さらに、**FIT/FIP認定後、評価書の公告から工事着手までの期間に、環境アセスメントの結果を踏まえた事業内容等を説明するための説明会の開催を求める**こととした。

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ（2023年11月）参考資料より抜粋



説明会①における説明

- ✓ 配慮書作成に当たって想定している再エネ発電事業の規模等を前提に説明。
- ✓ 取得前の許認可については、許認可取得スケジュール等を説明。
- ✓ 事業の影響と予防措置については、環境アセスメントにおける配慮書の記載と整合的に、再エネ特措法上の説明項目につき説明。

説明会②における説明

- ✓ FIT/FIP認定申請に係る再エネ発電事業計画を前提に説明。
- ✓ 環境アセスメントの方法書段階の説明会において、再エネ特措法に基づく説明会に関する要件を全て充足している場合には、再エネ特措法に基づく説明会を行ったものとして取り扱うことができる。（ただし、再エネ特措法に基づく説明会としても位置付ける旨を事前に示すことが必要。）
- ✓ 事業の影響と予防措置については、環境アセスメントにおける方法書の記載と整合的に、再エネ特措法上の説明項目につき説明。

説明会③における説明

- ✓ 環境アセスメントを踏まえて、実際に実施する再エネ発電事業の規模等を前提に説明。
- ✓ 環境アセスメントの準備書段階の説明会では、環境アセスメントの結果が確定していないことから、この段階の説明会について、再エネ特措法に基づく説明会③として取り扱うことは不可。

(※ 1) 条例に基づく環境アセスメントについても、環境影響評価法に基づくプロセスに準拠している例が多く、原則として上記に準じたタイミングで実施することを求めるが、①～③の詳細のタイミングの設定については、条例策定自治体と相談の上で決定することとする。

(※ 2) 環境影響評価法の対象事業のうち、配慮書プロセスを実施しないもの（第二種事業・温対法の特例案件等）については、説明会①の開催は求めない。

(※ 3) FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可が必要となる場合（p.11参照）は、説明会②において、許認可の取得状況（取得完了の旨等）を説明するよう求める。

ただし、認定から3年以内に許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行うなどの特例を設ける環境影響評価手続対象の風力・地熱発電事業については、

- ・説明会②において、許認可の取得状況・取得に向けたスケジュール等を、
- ・説明会③において、許認可取得状況（取得完了の旨等）を説明するよう求める。

I 2024年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）
- ④ バイオマス発電
- ⑤ 入札実施スケジュール
- ⑥ 説明会の開催等のFIT/FIP認定要件化
- ⑦ 計画策定プロセスに伴う対応

II 2024年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

I.⑦電源共通の制度見直し：計画策定プロセスに伴う対応（案）

■ 保証金については、前述のとおり、

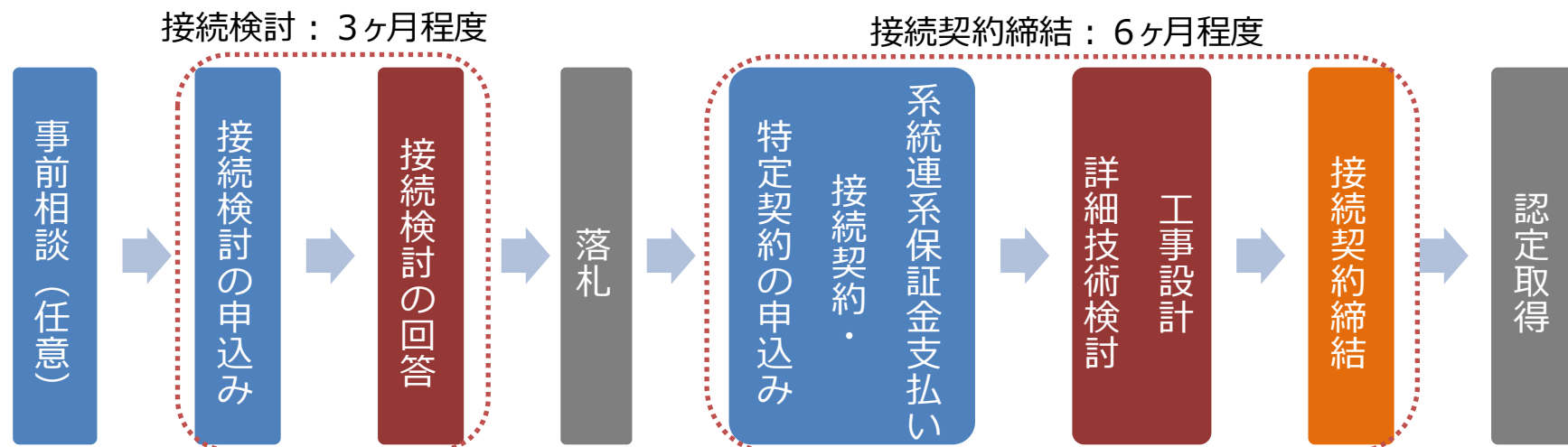
- ① 適正な入札実施を担保するため、入札参加者に対して第1次保証金（500円/kW）
- ② 落札者の確実な事業実施を担保するため、落札者に対して第2次保証金（5,000円/kW）
を求めることとしている。

また、落札後も、速やかな事業実施を促す観点から、入札結果公表後から7か月以内の認定取得を求めることとしている。

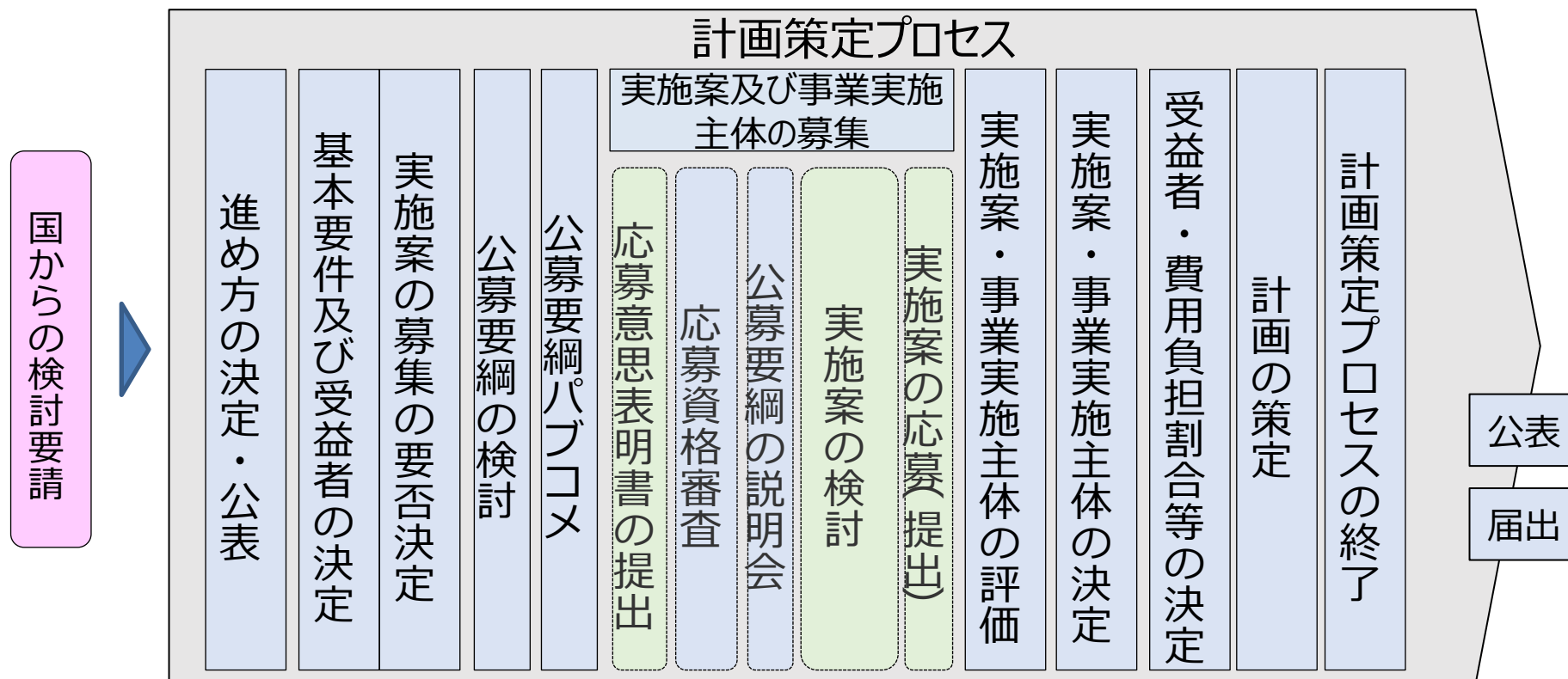
- 加えて、入札において、電源接続案件一括検討プロセスの対象となったことを理由に辞退した案件が、別の入札にて落札した場合、一定の条件の下、入札で没収となった保証金の額と同額の保証金を免除とすることとしている。
- また、広域系統整備計画の策定プロセスに影響を及ぼし得る案件の系統接続申請については、計画策定プロセスにおける検討結果により接続の可否や費用が変わることから、2022年8月以降、各一般送配電事業者より「暫定的回答」が出されることとなっている。実際に、今年度の陸上風力発電の入札においては、系統接続申請に対する暫定的回答の対象となり、接続の可否や費用が確定する時期が見通せないため、事業計画の提出後、入札への参加を辞退した事例が見られた。
- 一方、系統接続について暫定的回答しか得られておらず、期日までの接続契約の見込みが明らかでない中で、入札に参加しているという案件については、電源接続案件一括検討プロセスと同様に、系統接続に係る事業リスクをとって、早期の案件形成を試みているものとも評価できる。
- こうした点も踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスと同様に
 - ① これまでの入札において、計画策定プロセスを理由に接続申請への回答が「暫定的回答」となった案件のうち、期日までに系統接続申請に係る正式な回答を一般送配電事業者から得られないことを理由に辞退した結果として保証金が没収となった案件と同一の案件であって、
 - ② 期日までの接続契約が見込まれることが確認できた場合には、
これまでの入札で没収となった保証金の額と同額の保証金を免除とすることとし、エネルギーミックスの実現に向けて、案件形成の加速化を図ってはどうか。

- 現行の入札制度において、落札に至った案件について、速やかな事業実施を促すことと、非入札案件との公平性を保つ観点から、年度内の認定取得を求めている。
- 入札制度においては、接続検討の申込みから接続契約締結までに一定の期間（接続検討の申込みから回答に3ヶ月程度、接続契約の申込みから契約締結までに6ヶ月程度）を要するため、FIT認定の要件として定められている接続契約について、入札参加時点では求めないこととし、接続検討の申込みを行っていることのみを確認することとしている。
- 特に、接続検討の回答を受領した後、接続契約の申込みの際して、一般送配電事業者に対して系統連系保証金を支払う必要があり、事業計画を中止した場合に系統連系保証金が没収されるリスクを鑑みると、落札結果が判明しない限り、接続契約の申込みを行うことは困難と考えられる。これまでの入札スケジュールでは、落札結果の公表から年度末までが6ヶ月未満となる入札回も存在することから、年度末の認定取得期限を背景に、入札への参加を断念した事業者も想定される。
- 上記を踏まえ、落札後に接続契約の申込みを行った場合でも、十分に認定取得に至ることができるよう配慮し、2021年度以降の入札（太陽光以外も含む）においては、落札した案件に係る認定取得期限を、入札結果公表後、7ヶ月が経過した期日としてはどうか。

(参考) 接続契約締結までのフロー（一般的な入札案件のイメージ）



※青枠は発電事業者側
赤枠は送配電事業者側の対応事項



I 2024年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）
- ④ バイオマス発電
- ⑤ 入札実施スケジュール
- ⑥ 説明会の開催等のFIT/FIP認定要件化
- ⑦ 計画策定プロセスに伴う対応

II 2024年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

＜温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度と地域活用要件について＞

- 昨年度の委員会において、地域活用要件については、地域共生・地域活用を適切に担保するとの要件趣旨や、事業規律の強化（※）に向けた議論の進捗に加え、温対法に基づき、市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する地域脱炭素化促進事業制度等の関連制度の動向等も踏まえつつ、今後、適用の際の条件に関する更なる議論・検討を進めることとした。

※ 本年4/1より、改正再エネ特措法に基づき説明会の開催等がFIT/FIP認定要件化され、より一層、事業規律を強化していく。

- 令和4年4月より、地域脱炭素化促進事業制度が開始されているところ、これまで、16市町村で促進区域が設定されている。また、その他約100市町村にて促進区域の設定を検討中である。

※ 令和4年度地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査（令和4年12月1日時点）

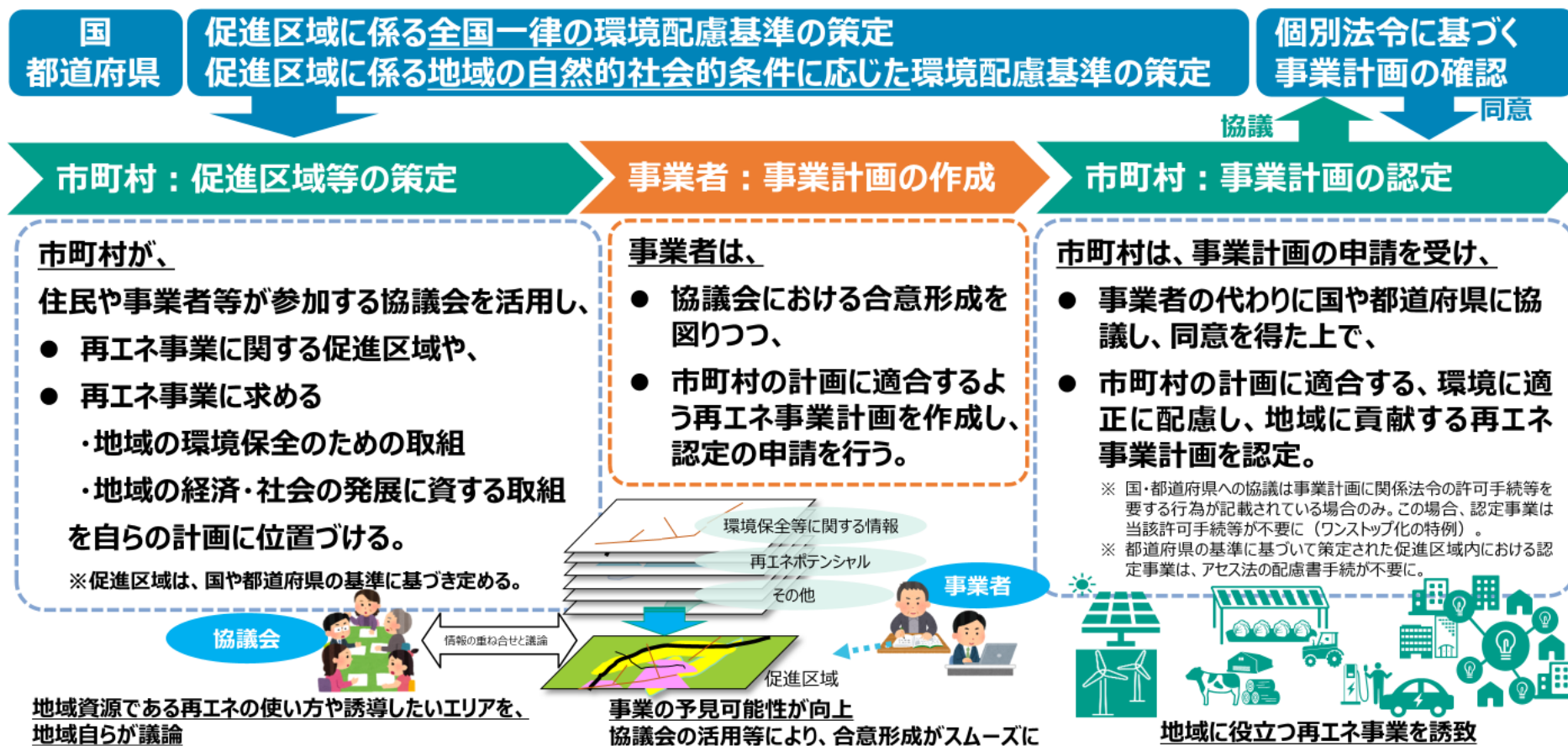
- 低圧太陽光発電における自家消費要件については、小規模事業用太陽光発電事業が地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるために、需給が近接した形（自家消費）を前提とした屋根置き設備等の支援に重点化しながら、地域に密着した形で事業実施を求めることが必要であることを踏まえて設定されている。温対法の地域脱炭素化促進事業制度に基づき自治体が設定する促進区域では、地域における信頼獲得や長期安定的な事業運営といった地域活用要件設定の目的が適切に担保される可能性がある。
- 他方、地域脱炭素化促進事業計画の認定要件は各市町村によって異なる点や、事業計画の認定件数はまだ少ないといった点には留意が必要である。
- こうした点を踏まえ、今後、地域脱炭素化促進事業制度の運用状況を踏まえつつ、促進区域における事業計画の認定状況（件数、運用及び認定された事業の地域共生に関する動向等）やベストプラクティスの横展開等を通じて、地域活用要件設定の趣旨が適切に担保されることが確認できる場合には、自家消費要件に代わる要件として認めることを検討することとしてはどうか。

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



■ 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みを令和4年4月から施行。

■ これまで、**16市町村で促進区域が設定**されている。また、**その他約100市町村（※）にて促進区域の設定を検討中**。

※ 令和4年度地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査（令和4年12月1日時点）

促進区域の設定状況（令和6年1月時点）



■令和6年1月時点で、**16市町村が促進区域を設定**。各市町村の促進区域は以下のとおり。

長野県箕輪町（太陽光）

・町が所有する公共施設の屋根 ・産業団地 ・町が所有する土地
※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討

神奈川県小田原市（太陽光）

・市街化区域内
※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区（営農を営むために必要とするものを除く。）、土砂災害特別警戒区域を除く
※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

福岡県福岡市（太陽光）

・建築物の屋根 ・公共用地

岐阜県恵那市（太陽光）

・住宅の屋根上 ・住宅以外の建物の屋根上

島根県美郷町（太陽光）

・町が所有する公共施設の屋根の上 ・町が所有する土地（未利用地）
・農地 ※農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発電設備を設置し、パネルの下部または側面などで営農を実施する場合

佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）

・公共施設、公有地

滋賀県米原市（太陽光）

・米原駅周辺民生施設群の一部

静岡県磐田市（太陽光）

・市の所有施設や未利用地

神奈川県厚木市（太陽光）

・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地
※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内

埼玉県入間市（太陽光）

・市有公共施設 ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

愛媛県松山市（太陽光）

・空港周辺地域の一部 ・島しょ部地域の一部 ・市が所有する土地（未利用地）

徳島県阿南市（太陽光）

・市が所有する公共施設の屋根 ※事業者及び市民等から提案を受けることにより、
・市が所有する土地 個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

富山県富山市（太陽光）

・ゾーニングを実施し、地すべり防止区域や景観まちづくり推進区域など市における「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外したエリア

富山県氷見市（太陽光）

・宇波地区における遊休地

北海道せたな町（太陽光、風力）

風力 : ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア
太陽光 : ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア（ただし、農用地は除く）、
町が所有する公共施設の屋根、町が所有する土地、
町内の住宅等の屋根

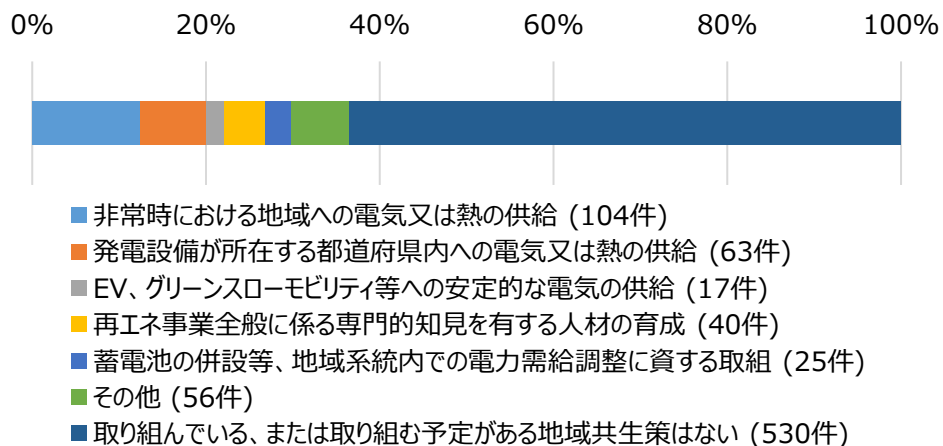
奈良県奈良市（太陽光）

・市が保有するすべての公共施設の屋根及び敷地

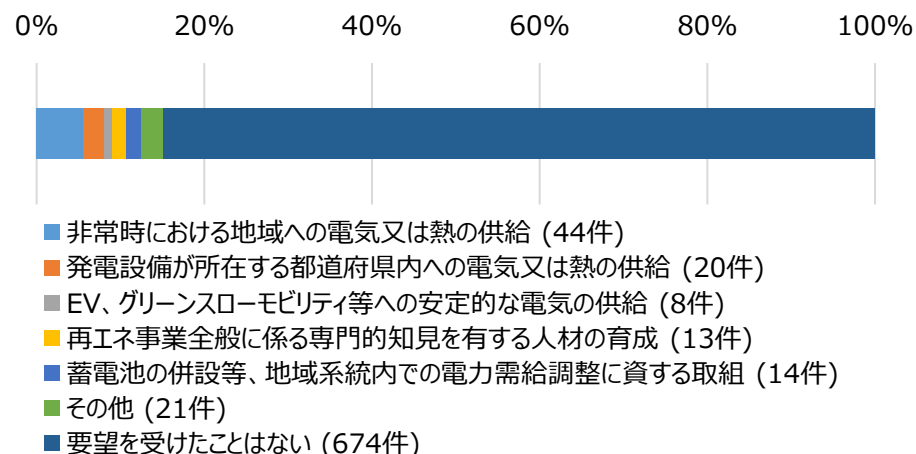
- 2020年度から地域活用要件が導入されているところ、地域で活用される再エネ事業及び今後の地域活用要件の在り方の検討のため、2023年度の地域活用要件の対象となっている電源・規模の認定設備を所有する事業者を一定数抽出し、地域共生に資する取組等に関する調査を実施。調査対象4137件のうち、833件（20.1％）から回答が得られた。
- 地域活用要件に対する意見・要望として、屋根に太陽光を設置する際に電力消費量が少ないため自家消費要件を満たすことが難しいといった意見や、太陽光についても地域内消費を要件として認めるべきであるとの意見が寄せられた。また、地方公共団体が地域の再エネ由来電気をより活用するような制度の設計や、地方公共団体のニーズを事業者が把握できるような仕組みを求める声も寄せられた。

※ 地域活用要件適用対象外の事業者（制度開始前に認定を取得した案件）に対し、地域共生策として取り組んでいる／取り組む予定がある施策や自治体・地域関係者から要望を受けた取組み内容について調査を行ったところ、蓄電池の設置等による地域系統内での需給調整に資する取組み、専門的知見を有する人材の育成など、現行の地域活用要件以外の取組に関する回答も存在した。2024年度からは説明会の開催が要件化されることにより地域との対話が進むことが期待されることも踏まえ、事業者の地域共生に資する取組の状況を注視していくことが適切と考えられる。
- 他方で、太陽光発電の地域活用要件（自家消費型）は、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に貢献しながら地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるため、全量売電を前提とした設備ではなく、自家消費を前提とした屋根置き設備等の支援に重点化する目的で措置されているものであり、こうした制度趣旨の実現の観点にも留意が必要である。

<地域共生策として取り組んでいる／取り組む予定がある施策>



<自治体・地域関係者から要望を受けた取組み内容>



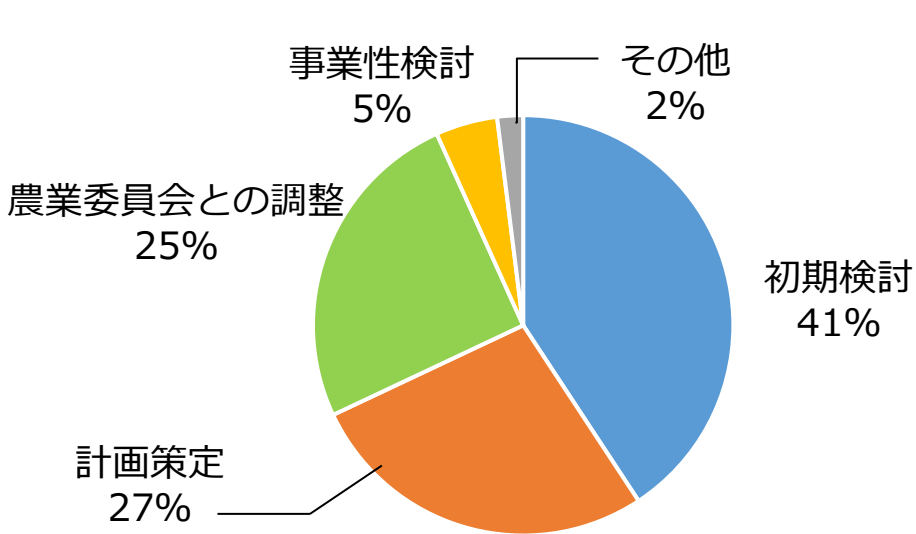
※いずれも調査対象のうち地域活用要件の適用対象外の案件（制度開始前に認定を取得した案件）からの回答を集計したもの

Ⅱ.①事業用太陽光：営農型区分の動向

- **低圧太陽光発電（10-50kW）**については、2020年度より、以下の①②の両方をFIT認定の要件として求めている。
 - ① 再エネ発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を実施すること（※1）
（※1）農地一時転用許可期間が3年間を超える営農型太陽光発電は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象。
 - ② **災害時に自立運転**（※2）を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること
（※2）災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）が可能であること。
 - **営農型太陽光発電（農地転用許可の期間が3年間を超えるもの）**については、近隣に電力需要が存在しない可能性も鑑み、上記のとおり、「農林水産行政の分野における厳格な要件確認」を経たものとして、自家消費を行わない（上記①）案件であっても、災害時活用（上記②）を条件に、FIT制度の対象として位置付けている。
 - この場合、農地転用の制度運用上、FIT認定がなければ農地転用許可を得ることが実質的に難しいとの指摘を踏まえ、農地転用許可がなされることを条件にFIT認定を行い、FIT認定後3年以内に農地転用許可を得ることを求めている。
 - また、今年度より、昨年度の本委員会での議論を踏まえ、FIT認定申請時点において、管轄の農業委員会に対して提出した農地転用許可申請書の写し等の提出を求め、農地転用許可申請が既に行われていることを確認している。今年度の認定件数は13件（この他申請中案件が30件あり）となっており、昨年度の認定件数から大きく減少している。
- （参考）低圧営農型太陽光区分の認定等状況
- ・ 2020年度：3,559件
 - ・ 2021年度：4,070件
 - ・ 2022年度： 942件
 - ・ 2023年度： 13件（この他申請中案件が30件あり）
- なお、**FIT認定後3年を経過してもなお農地一時転用許可証の提出がない案件**については、事実関係を確認の上、今後、厳格な対応を適切に措置していく。

- 認定案件の動向についてフォローアップを行うため、**2023年11月時点で農地転用許可証を未提出の事業者（6,252件）**に対し、**農地転用許可証の取得状況に関する書面調査**を実施。調査票を送付した6,252件のうち、**1,177件（19%）**が回答。
- 営農型太陽光発電における農業委員会への**農地転用許可申請書の提出を準備中の案件（866件）**について、想定以上に時間を要している**手続・内容**として、**地域との調整等**や**営農計画策定に必要なデータ収集**、**農業委員会との調整**との回答があった。
- **事業者における地域との調整や営農計画策定に係る課題**については、発電に重きを置き営農がおろそかになることのないよう、農林水産省において**支柱部分の一時転用許可基準等を省令に明記し、適切な取組に誘導しつつ手続きの円滑化を図る**こととしているほか、**初期検討や計画策定等の一助となるよう、優良事例の横展開等**を図ることとしている。
- **また、農業委員会との調整に係る課題**についても、今後さらに**実態把握を進める**こととしてはどうか。

＜想定以上に時間を要している手続・内容＞



※複数回答有り

初期検討 ・地域との調整 ・情報収集 ・地域の合意形成等	471件
営農計画策定 ・地域の平均的な単収に関する根拠資料取得 ・販売計画における販売額の根拠検討等	315件
農業委員会との調整 ・農業委員の同意書取得に関する調整等	292件
事業性検討 ・資金調達・融資証明書の取得 ・資材高騰・不足による事業実施の再検討等	55件

I 2024年度以降の入札制

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電
- ③ 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用外）
- ④ バイオマス発電
- ⑤ 入札実施スケジュール
- ⑥ 説明会の開催等のFIT/FIP認定要件化
- ⑦ 計画策定プロセスに伴う対応

II 2024年度以降の地域活用要件

- ① 事業用太陽光発電
- ② 陸上風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電

- 地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電については、昨年度の本委員会で、2022年度及び2023年度と同様に、2024年度についても自家消費型・地域消費型／地域一体型の要件を適用し、今後の動向に注視することとした。**2025年度についても現行の要件を適用することを基本としつつ、今後さらに地域活用電源の在り方について検討を進めること**としてはどうか。
- また、陸上風力発電については、昨年度の本委員会で、太陽光発電と比べて立地制約が大きいことを踏まえ、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電と同様の要件を設定することとした。立地制約などの事業環境に大きな変化がないことを踏まえ、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電と同様、**引き続き現行の要件を適用することを基本としつつ、今後さらに地域活用電源の在り方について検討を進めること**としてはどうか。

調達価格等算定委員会（第70回）
（2021年10月4日）事務局資料より抜粋

自家消費型・地域消費型の地域活用要件

以下のいずれかの要件を満たすこと

- A) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により**発電される電気量の少なくとも3割を自家消費**※1するもの（すなわち、7割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの）。
- B) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を**再生可能エネルギー電気特定卸供給**により供給し、かつ、その**契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上**を当該発電設備が所在する**都道府県内へ供給**※2するもの。
- C) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により**産出された熱**※3を、原則として**常時利用**する構造を有し、**かつ**、当該発電設備により**発電される電気量の少なくとも1割を自家消費**※1するもの（すなわち、9割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの）。

※1 自家消費比率を把握するため、発電電力量を記録することが求められる。

※2 小売供給の状況については、小売電気事業者または登録特定送配電事業者の協力によって必要な書類の添付等を行うことが求められる。

※3 発電過程で発生した熱を活用する場合に加え、発電設備の一部（井戸等）から産出される熱を活用する場合も認める。

地域一体型の地域活用要件

以下のいずれかの要件を満たすこと

- D) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が**所在する地方公共団体の名義**（第三者との共同名義含む）**の取り決め**※1において、当該発電設備による**災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付け**られているもの。 ※1 当該取り決めには、法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うものを含む。
- E) **地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資**するもの
- F) **地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資**する**小売電気事業者または登録特定送配電事業者**に、当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を**再生可能エネルギー電気特定卸供給**により供給するもの